(朱書 異筆)

(ラベル)

戊辰

日記

:閏

四月廿八日

旨、且多賀外記身分引上之事話あり 山岡来訪、過日井上八郎歩兵奉行格被命(三)

上州辺脱走歩兵小せり合、関宿・下妻等

従戊辰四月廿八日巳四月廿日迄 明治元年 「海舟日記2」

「海舟日記/第七号」

号

より銃隊頭となる (3) この日歩兵頭 (2) 遊撃隊頭並 付を兼帯) 隊頭 二十五日大目 (1) 山岡鉄舟(精鋭

城を捨て去る、宇津宮は火ありと

旗本・御家人頻り脱走之者あり、脱走せさる

者は億せりと称す

○本日軍艦富士・翔鶴・朝陽之三隻、官軍

引渡済む

廿九日

天野将曹来る、同人ヲ以而過激輩鎮撫可申付旨

参政江申立、且身分歩兵頭格、万事井上八郎江可談

由被仰渡ヲ希ふ

参政より、白戸石介大目付転役、陸軍惣裁山岡

被仰付へく旨相談有之

西郷吉之助并長藩両人、鳳瑞丸にて上京之由、(3)

今朝出帆と云、榎本江申遣す

閏四月朔日

井上八郎来訪、多賀上総歩兵奉行銃隊

弟 授 子 方

 $\widehat{\underline{1}}$

男谷精一郎の講武所剣術教

なる (2) 二十八日陸軍

·大総督府参謀 薩(3) 西郷隆盛(参与

田俠平 (4)山県有明と福

摩藩士)

副総裁) (5) 榎本武揚(海軍

月五日歩兵奉行格と(6)多賀外記(閏四

なる)

頭兼帯、信州之住人村上左馬之介歩兵頭

竹、県令同佐久間悌次遊撃隊頭並、八郎事

遊擊隊兼勤被仰付度旨内話

参謀浜野源六来訪、水夫・火焚之者世話

いたし呉候様相頼む

薩藩川地正之進来訪

肥後藩堀田慎之允・益田藤彦来訪

藤田は箱館江行くと云、頗る識在り

矢田堀より、退役願速ニ相済候様いたし呉候

旨申越す

浦賀江出張之神奈川方斎藤大之進、頗る官兵(3)

に狐媚、猛威を仮て士民を劫す旨を聞、台(ママ)

謀江不可然旨談す 木更津、備前兵と戦と云

日日

山岡氏来訪、

井上遊擊隊頭兼帯、

多賀等

藩士)

(8) 川路利良(薩摩

肥前藩士

(7) 海軍先鋒参謀

.

総裁

十日辞職)

(9) 矢田堀鴻(海軍

日神奈川奉行支配調 (慶応三年九月十四

仅

之事、参政江申立ル

大久保一翁・小僕共両人、大惣督より被 召候

二付、早速可罷出旨申来る、病気御断

此夜田安殿より御使、大惣督より御書付御渡、 小僕

田安家当主)

(2) 田安慶頼(もと

誠忠を以て御賞誉、 且江府鎮撫之儀御委任

可有之旨也

三日

石级云、 明日より市中廻り可致と云、此事は田安江龍

出 惣督府江伺可然と答

平岡庄七、 田安殿御使来訪、 明日出営可致、

万事御相談之旨也

○水戸表より御短冊一葉

拝領、 此程軍艦引渡二付、 骨折之趣労らハせ

給ハる処也 此夜船橋辺戦争と云

四日

大総督江微衷一封、 田安殿を以而献す、

> 浪士組) (3) 石坂周造(もと

(4) 目付·田安家

家老並

(1) 若年寄

君上御還住之趣意を述す

五日

大総督江建言決答を乞、御決答難被遊

旨を以而拝謁無之、海江田江談判、 是非

とも御直ニ申上度旨相願

六日

肥後竹副真一郎来訪、頗る沈着、識あり

引渡之軍艦兵庫江出張二付、我か諸船江通

達す

七日 水戸浅野作州より、信太歌之助必死を極メ

上様江拝謁相願書付差出候ニ付、説諭可致旨申越ス(ミヒ)

八日

九日

肥後之書生三人来訪

十日

榎本より、浦賀奉行十三日迄二同所引払相成候間、

薩摩藩士)

海道先鋒総督府参謀

(6)海江田信義(東

後出身 肥後藩に出 (7) 竹添進一郎(肥

仕

(8) 浅野氏祐(若年

寄

房三州鎮静方 (9) 軍事掛手附·総

(10) 徳川慶喜

荘嘉門· 植野虎平太 (11) 竹添進一郎·古

らか (12) 土方勝敬

87

(5) 徳川慶喜

回天にて引取候旨相約候由申越候

浜野源六江榎本より一封来る、ラスト受取之事也

木更津辺之撒兵解散之旨申越、且館山江

遊撃隊其外屯集、海軍にて説諭可致旨申越ス

十二日

昨夜、会藩広沢富次郎来る、海江田江歎願 (2) 林三郎

∠事、益満を以て申立ル

信太歌之助使成川禎次郎来る、同人は撒兵

脱走江不組、自から鎮撫之事周旋之旨也

仙台岩渕英喜来る、国情且会津之事、奥

羽同盟、仙台盟主之心得にて、会より申立ル三

ケ条供見暴挙之隊長之首差出、会主城外江

官軍許容無之ニ於而は、仙台表之人数解

兵可致決心之旨也軍艦之事内話、太童信に可致決心之旨也軍艦之事内話、太童信

審士) (2) 広沢安任(会津 藩士)

(1) 林維純(麹町教

(3) 益満休之助(薩藩士)

摩藩士)

(4) 成川禎三郎

台藩士)

を呈し、情 田安殿江一書

実を訴ふ

黒水来る、昨年十一月より御扶持方正米渡りニ而有之、 去月迄相渡居候由云々 旨、 惣督参謀より申来る

(6) 黒水泉次郎

○昨日、撒兵帰府之者、宅江慎置せ可申御委任之脱走

士三日

海江田より文通有之、本日田安殿御呼出にて、

総督被仰聞之事有之へく、京師より伺済

岩渕英喜呼寄、会藩之趣意且仙台 迄精々鎮静尽力すへき旨也

榎本江館山表屯集之者鎮撫事申遣

之国論等、益満ヲ以て参謀江申立ル

多賀江脱走之者并屯集之者等説

諭、 英人江教師進退之事説弁す 且附属と可成旨書付相渡ス

十四日

使

道先鋒総督兼鎮撫 (7) 橋本実梁(東海

(8) 仙台藩士

隊頭) (9) 多賀上総介(銃

阿部邦之助之転末、以益満参謀江告く

○英教師エイケ・ウイルソンより書状差越す

十五日

太田源三郎来る、米国より書状持参

仙台藩小野寺常治来る 米教師江ハラヲ江頼

ミ米国豚児江金差遣す

英人サトウ方江、ウイルソン江之返書并写真料十

八両ビワトウ江届方頼遣す

聞く、天草天主教一揆は仏教師之企る所也と云

○船より来翰、館山表は脱走兵無し、去ル十二日遊

撃隊と云て弐百人計船にて何方歟行きしと云有之所、 其後 江

多賀上総介并片山直太郎・乙骨太郎乙、八王寺江(石王子)

脱走之者説得として罷越す

中根造酒之進・児玉益之進、小田原江同断可行(8)

長男) 勝小鹿(海舟の

通詞

(2) 神奈川詰の英

館日本書記官(4)イギリス公使

(5) ベアト(イギリ

ス人写真家)

(6) (7) (8) (9)

90

総

房三州鎮静方(1) もと目付

と乞ふ、参政江申遣す

十六日

山岡鉄太郎·石坂周造、 小田原江遊擊隊其他屯集

説得として行きしと云

田安殿江御暇願差出

十七日

開陽より来翰、館山は無事之趣也

竹添進一郎来ル、横井小楠出京と云

中山摂津守来る、出勤尽力為すへき旨、

和宮様御内命之趣、猶懇願する所あり

十八日

京師にて、天草・長崎切支丹蜂起ニ付、当月

初大評議あり、攘夷之説も多しと云

壱人京師江為伺差遣され候間、 昨夜参謀より、 猶木梨精一・堂上方之 出勤

出身

(10) 参与

肥後藩

11 静寬院宮附医

静寬院宮親子内親王 (12) 徳川家茂夫人

海道先鋒総督府参謀 (13) 木梨精一郎(東

91

長州藩士)

尽力すへき旨内告

静閑院宮様江、過日大総督江懇願いたし(寛)

候事歎願、 田安殿を以て奉願

十九日

仙台大童国許より来る、会津之事情并歎

願書等持参、 参謀江内々相廻す

一橋殿江時々御出営之事申上、且尾張殿之御進(三)

退実二歎息千載之御批判遁かれ難き旨ヲ云

廿日

別段之御用筋

二而諸向江度々

引合等有之、自 然入費も不少

丹波殿より御書付御渡、格別骨折候ニ付五百両被下

候趣 ○海江田より平岡庄七江伝話云、去ル十九

日西郷并三条殿、一・二之堂上乗船、東下之報告

金五百両被下之 ヲ以、為御手当 趣二付、出格之訳

あり、近日着之上、御所置可有也と

寺井且司来る、松並権之丞横死之転末、(⑤)(籌) 且跡目

之事申聞ル、松並二心あるの疑にて撒兵頭取並

(2) 徳川慶勝(もと

家当主 もと尾張藩

(1) 一橋茂栄(一橋

尾張藩主 二十一日 議定を辞任)

(3) 平岡道弘(若年

裁・議定・関東監察 (4) 三条実美(副総

(5) 万里小路通房 (参与·軍防事務局

総鎮撫方 六日上総 親兵掛) (6) 軍事掛手附 武

松田并組頭 等切害ニ及ふと云

(7) 増田直八郎(撒

兵隊第三大隊長)

廿一日

橋殿江小船御借申事、 海軍所江相達す

丹波殿より五百両御渡有之

世二日

川勝江行く

世三日

榎本釜次郎来訪、軍艦箱館行之事談有之(タ)

大童江大江丸二万五千両、黒龍丸三万両ヲ以て

御払渡之事談す、且大崎屋敷ハチ፲譲る之談あり◇ (ユ)

渡辺監司来る、松濤権之丞妻子江金子十二両

遣し候間、 届方頼遣す

酒井清水三九郎来る、主人存意之事相談(三)(憲)

廿四日

(9) 榎本武揚(海軍

寄

(8) 川勝広運(若年

副総裁)

貼付。以下数ケ所に 同種の貼紙あり (10) 朱色の紙片を

(11) 播磨姫路藩士

播磨姫路藩主)か (12) 酒井忠績(もと

米二而 大江弐万 五千両

払代受取之積

船御払之事、 司農江談、 承知之事

黒龍三万両

志田歌之助使成川禎三郎来ル、 (fex) 百両遣す

三条殿并西郷・林等昨夕着之由、 山岡氏之

話あり

摩藩士)

(1) 西郷隆盛(参与 · 大総督府参謀 薩

廿(マ 四マ 日)

廿五日

大総督江献言、田安殿迄差出

紀州斎藤政右衛門来る、紀州之所置ヲ答ふ

橋殿江献言

廿六日

大総督江建白書差出海所置之事ヲ談す

廿七日

以益満、 海江田江御所置之事ニ付愚存を云、

是迄幕府之政は瑣国之陋習也、

故二規模狭

海道先鋒総督府参 (5)海江田信義(東

謀 薩摩藩士)

(4) 紀州藩参政

隊頭 · 大目付)

(3) 山岡鉄舟(精鋭

予宇和島藩士) 防事務局権判事

·大総督府参謀·軍 (2) 林玖十郎(参与

伊

営旨 達有り 西城江可登

明日亀之助殿

廿八日

西郷江一封を寄す

岡田五十馬来る、庄内之転末を聞く

信太使伊志田浜次郎来る

太童・杉浦金来訪、

仙台袖ヶ崎屋敷

廿九日

讓受相談済

亀之助殿御相続之義被 仰出 小にして纔に四百万石を大政ニ充てむとす、以て

王政維新際、 豈此陋習に因らむ哉、然る二御所置之

跡を見れは、唯五十歩百歩之違にして、御規模

大低似たるかことし、我徳川氏之領国を以て其

其用途に充られんとする歟、殊二可歎は、人心二背

きて困弊するを不顧、東国半は其政を厭

ふかことし、大政の衰弊する日を卜して可知云々

安家当主 慶頼子 (6) 田安亀之助(田

五月朔日

伊志田浜次郎江、撒兵借用之金子七拾五両返ス

榎本より来翰、船中御高不定候ニ付沸騰と云、

回天箱館行く旨也

日日

酒井家之建白草稿拝見いたし呉候様清水内

三九郎申聞ル

確堂殿、亀之助御後見、田安殿より御願、大総督(1)

被聞届旨申来る

市中取締并巡邏、官兵にて被

仰付二付、此方

にて心得るに不及旨、督府より御達

三日

府より御達

京都江上り候旗本之士、朝臣被

仰付旨、督

陸軍局より七拾五両返金

美作津山藩前藩主)

姫路之建言田安殿江入御内覧

四日

九鬼式部少輔来訪

五日

英国書記官并サトウ来訪、我国終ニ大乱ニ及ハ

む歟之説あり

小永井八郎来ル 堀岩太郎知行所之事二付、信太(5)

江一封遣す

前橋侯留守居来る、明朝ニ而も(6)(ジャン)

来訪いたし呉候様頼候事

前橋侯江行く、当節之事を談す 姫路之歎願書督府不受取ニ付、差出方頼

六日

英人サトウ方江訪らふ

七日

前橋留守居、鎮撫之事二付人差遣呉候様

(4) 小永井五八郎

リス公使館書記官)

(3) アダムス(イギ

もと丹波綾部藩主) (2) 九鬼貫翁(隆都

番下役) (もと軍艦操練所勤

(5) 堀岩五郎(撒兵

頭並)か (6) 松平直克(上野

(7) 岩倉弥右衛門

存被申立 其名而已を 終二不被聞、 再三固辞、 因而

頼ミ度旨申聞る、土屋金六郎江面会為致(三)

○幹事役被 仰付之、確堂被仰渡

本日撒兵脱走之士官頭分姓名書出来、 明日

総督江差出積り

八日

肥後七左衛門来訪、難波丸□飛脚船預り大坂⁽²⁾

四日出帆と云 小松帯刀之口上あり、云、近々東

下す、万事面謁相話せむと、亦聞く、土州

容堂帰国後書を以て、徳川氏滅禄等之

御所置不可然と云々

本多敏三郎来訪、彰義隊沸騰、 風聞ニは

法王を奉して一戦せむと云説あり、 可笑

○松倉良輔来訪、黒龍船之事申聞

九日

阿部邦之助来訪

(2) 薩摩藩士

3 薩摩藩士 参

(4) 山内容堂(豊信

議定 土佐藩前藩主

義隊頭取 (5) 本多敏三郎(彰

法親王(のち北白川 宮能久親王) (6)輪王寺宮公現

台藩士) 房三州鎮静方 (7) 松倉恂(陸奥仙 (8) もと目付 総

掛附) (1) 土屋氏貴(軍事

太童信大夫来る、屋敷譲受之証書遣す

(9) 陸奥仙台藩士

紀州家之人数是非共国許江差遣可申旨、大総

督より厳敷御沙汰有之旨、大崎より内々話有之、(ュ)

庸

か

(10) 大崎弥一郎(昌

所置頼度旨也

彰義隊東台ニ多人数集り戦争之企あ

り、官軍是を討たむと云、其因て来る処

法王三月中駿河江出駕、大総督江辛らふし

て御面会し、君上之御歎願ニ付ては、種々御尽力

もありしにや、終二 君上単騎軍門ニ降られ

なは、寛典之御所置にも可及抔御約もありし

力を奮て止めしかは、陪僧覚王院其功のに、我輩同月十五日参謀ニ引合、是等の御事

成らさるを憤り、東帰後専ら戦争を勧め

して党を集め 法王を取立改復せんと云しかとも御採用なし、是より愚輩を扇動

(11) 徳川慶喜

永寺執当) 覚王院義観(寛

(12) 西郷隆盛

て小人輩を誘ふ、終ニ今日之事ニ到る也

十日

聞く、増上寺江銃隊屯集すと云

本多敏三郎·杉浦清介·大崎弥一郎等来ル

十 日

尾・紀二家江無禄之者壱万五千計養

育方頼として可遣間、総督江御届可被下

旨、田公江申立

十二日

海江田江一書ヲ送る

島村勇雄門人百人計有之、附属いたし度

旨申聞る

十三日

昨夜奥田生、献金いたし度者有之、取扱

呉可申旨相頼む

(2) 田安慶頼

に加わり箱館へ脱走図役並勤方・遊撃隊

物御用出役・砲兵差(1)もと開成所書

十四日

○野村乙三郎・早川良左衛門、 建白書差出建白差出之積

○竹中万寿蔵跡式御奉公願書、 田公江差出

日光奉行御預り申度事并姫路家之歎願等海

江田江申遣す

◇○三条家并参謀大村某御所置偏頗にて、官軍 (6)

中紛々之説あり、肥後家之者上京、一体之実情

言上として登れりと云内告あり◇

会人歟仙台人歟不分明、官軍は置て不問

○仙台にて長州之参謀 を暗殺之挙、

と云

◇彰義隊組頭金井生江、軽挙不可為、 速に

帰宅可致旨、 田安殿ニ而申諭す

上野法親王江建白認め

十五日

此夜法親王之御館堂宇焼亡

(4) もと書院番士

四月二十日暗殺 鎮撫総督府参謀 閏 道先鋒総督府参謀) (7) 安場保和(東海 (8)世良修蔵(奥羽

務官判事・江戸府判

長州藩士)

(6) 大村益次郎(軍

輔相・関東監察使

(5) 三条実美(議定

義隊記録掛 (9) 金井禎次郎(彰

法親王 (10) 輪王寺宮公現

御征伐之旨 督府より御達、御出勢、山下

辺より出火、戦争、山内之別当覚王院、

多武峯別当竹林坊等之奸僧、我小吏

閏四月寬永寺等覚院 (1) 赤松光映(僧正

無識輩と妄議し、終二此挙あり、我か

尽力今日二及ひしもの瓦解に到らしむ、 可憎

之極也◇

○多賀上総宅官兵焼打、我か宅江乱入、刀(シ) 山岡鉄太郎来訪、 同道にて出営

鎗雑物を掠奪し去る、夕刻、 村上俊五郎

田安江来り、 其転末を話す

何等之罪科にて御沙汰有之哉之旨御聞合、

此夜、

参謀海江田并西城江、

田安殿より、

小拙

海江田并西城にても不知旨を以て答ふ

十六日

(3) もと浪士組

(2) 銃隊頭

中山摂津守 督府江拝趨、小拙之事言上、

師 ①

静寬院宮附医

督府厚キ御沙汰之旨、田安殿より御達

十七日

本所江一泊、落魂之者所置取計計三十両

十九日 山岡宅江市中取締役所等官兵尋問

とア

○米国より小箱壱ツ、横浜海岸合衆四番(吉五郎方≒着せりと云

廿日

前橋家老四王天方江行く、法親王御所存不可然、

一諫を献給ハるへき旨内話す

海局并木村氏を訪ふ

す、或は云、官軍疑念を生、都下彰義隊

友人知己を始め、暴客暗殺を可避旨、

頻二説話

探索ニ事寄せ、殺伐を漫にす、是に当る

且近傍我か帰宅を聞かは、焼打を恐れては智之足らさる也、宜敷其殺気を避へく、

野前橋藩士) 四王天政興(上

奉行) 木村喜毅(勘定

大動揺を可生抔紛々

廿日

榎本より一書を送る、回答す

大厦之仆、一木之支ゆる所にあらす、信成る哉、官軍

御入城已来、軍艦引渡之遅々よりして、御所置遅回に

及ひたる一ヶ条、其後此事捗取し後、亦撒兵船橋

西郷・林等上京、終三条殿東下し、漸く前件の(2)(3)

して、勢漸く平穏寛典に到らむとする勢なりしに、模様に異なりしか、猶遅々して相峙し相持長

彰義隊之一挙、全手変を生して、官兵英

其術中に陥入り、如何之略施すへき所に無き鋒再ひ盛に、我か士気屈、胆略□委靡し、

弁せす、嗚呼我か尽力三度ひ破れ涕血す、 ○ 到り、彼我疑念し相猜忌し、此行末如何を

大総督府参謀 薩摩(2)西郷隆盛(参与:

伊予宇和島藩士) 料事・江戸府権判事・江戸府権判事・江戸府権判事

の○印に対応か

(1) 榎本武揚(海軍

君上之御苦慮をおもへは、顧ミる所ありて勇

胆挫折す、誰人か能く此苦心を解する哉

廿二日 帰宅

世三日 海江田武次来訪、参謀止まる、官兵中紛々之(6)

説興るの故歟、東都鎮撫今日に到ては瓦解

之形勢あり、誠ニ天下国家之為に長歎する

処、人力之支ゆへきにあらす

廿四日

◇岩倉生来訪、昨小田原江薩長之人数出兵、是

は同所にて監察一人を殺さるに因る、沼津又

小田原に応すと云、昨日軍艦江一書を寄す、

昨日、 是等に一味不可然と云を談す 益満休之助死す、此程上野にて炮疵を(タ)

受けたりしか、終に死せり

◇○本日 上様・田安殿・一橋殿御登

城、

駿河国

一円

謀 薩摩藩士)

海道先鋒総督府参 (6)海江田信義(東

(8) 中井範五郎(大 守居)か (上野前橋藩江戸留 (7) 岩倉弥右衛門

士 海舟門下) 総督府軍監 因州藩

(9) 薩摩藩士

(11) 田安慶頼(田安

(12) 一橋茂栄(一橋

家当主) (10) 徳川家達

105

(5) 徳川慶喜

并遠江・陸奥にて、亀之助殿江七拾万石下賜、

府中之城主たるへき旨被 仰出

又、田安殿并一橋殿は、従今已来藩鎮

之数に被加、是迄籏下之諸太夫は今より

相止めらるム趣御書付

山岡氏来訪、聞く、沼津江御預り之林昌之助已下、小

田原と堞し合、箱根江拠る、小田原一藩同敷箱根(ママ)

江屯集と云

軍艦之者同意之風聞ありといへ共、 未タ出帆

せす、 此事不可然旨申遣

田安殿より再度御使、

今明日是非出勤可致旨也、

不

快二付御断申上 ○信太使成川来る

廿六日

平岡越中来訪、 駿河江速二御移転可然

哉、 又一旦田安御館御立去可然歟抔、 参政

(1) 林忠崇(上総請

鎮静方) 事掛手附 (2) 信太歌之助(軍 総房三州

(3) 成川禎三郎

行 (4) 平岡準(勘定奉

決議を聞かむと云

浅野より来状、上様東台之事被召聞(⑤)

御憂慮甚敷旨申越す

昨日被 仰出後、 本日歟、 旗本之士弟禄高等

事御伺可然と云者あり、 知行所之分御所置御伺

之儀二及ひたりと云

廿七日 此頃、 |函領に遊撃隊之脱走人屯集、 (^{箱根)}

小田原・沼

津、 皆一戦之旨風聞紛々

廿八日

廿九日 昨日、 難波丸入津之報有り

開陽より便云、

函領没落、脱士四方江分散と云

水戸表より 三所物拝領被 仰付、是は此程堀

付)か

(7) 堀錠之助(大目

禎之助帰府し持参、今日田安より相達ス

○本日薩・大村・肥前之兵隊奥州江進発す、

西郷吉之助指揮出立すと云(象)

晦日

寄

(6) 徳川慶喜

(5) 浅野氏祐(若年

(8) 西郷隆盛

内田恒次郎·糟屋筑後来訪、筑後云、彰義隊⁽¹⁾

江加入之事、全人口之誚二出つ、決而其事無シ云々申

訳

六月朔日

小永井八郎・信太歌之助来訪

日日

肥後藩竹添他両人、仙台より帰着来訪、(4)古庄嘉門・植野虎平太

国憤発、諸家二喋して戦之気ありと云

信太生之事、海江田江談し遣す

清水三九郎、姫路家領知如故、軍費十五万両進献(๑)(歳)

宮島誠一郎来訪、仙台家老坂英力、

すへき旨、

於

京師被

仰渡旨を聞く

米沢用人 等同船、会津之歎願

を立て官軍と一戦せむと云、同盟諸侯をとりて「朝廷江懇願し奉り、名義

(4) 竹添進一郎

(もと軍艦操練所勤(3) 小永井五八郎

同

(5)播磨姫路藩士

(6) 出羽米沢藩士

(7) 庄田総五郎

(2) 糟屋義明(もと

新潟奉行)

(1) 軍艦頭

之儀なり、其可否如何を聞かむと

評せむと云、我見る所別ニあり、此大意を

挙て答ふ、当今大事を成すは国之大

にあらす、人之多きにあらす、人才に在り、今

哉東国人才あるを聞かす、唯大国と人衆

を頼ミて策略甚疎なり、且小是を

守て別二大是あるを知らす、又彼を察詳

せす、己を計らす、如何そ全勝を算 せん哉、誠二瑣国之陋習と泰平名分を

頼ミて天下之形勢を洞察せず、会藩

忠あるに似て其実は非なり、徳川氏今

を知らすして慢に干戈を起さむと、亦危 日之事、会之為に誤らるゝ者十にして八・九、是

> 副総裁) (9) 駿府藩大目付

(8) 榎本武揚(海軍

幸兵衛

からすや、我如何そ是を頼まむ云々

四日 益満新七郎来訪

白戸石介来訪、上様御移転之儀、近々御

手附二相成候哉、大目付河田相模近々駿 (3)

府江立越へく旨被 仰付と云

田安殿より、不快御尋として御膳部拝領ス

五日

何礼之助駿河江御供いたし度旨申聞、柳屋江(4)

賴三米利堅小鹿方江差遣一封賴三候事

六日 牧野真蔵来訪 海江田今日御暇出、即刻帰国之文通 礼之助江米利堅之出状頼

小森献金五百両預置

七日

白戸石介来訪、水戸家ニ而過日中軍艦拝借、市(5)

(5) 水戸藩執政

川三右衛門之党越後江脱走ニ付、戮伐いたし旨願出候所、(左)

授並

(4) もと開成所教

(1) 益満休之助(薩

摩藩士)の弟

(2) 徳川家達

(3) 河田熙

御断二及ひしか、今亦督府江申出、 命を仮りて

軍艦二隻を借らむと云、嗚呼三家之人等、宗

家之転覆を不思、私を先し、何そ如斯成る哉、

実ニ不可解之事業也、同人江附して、小森幸

兵衛献金田安殿江差出ス、并水戸織田江之一封

(6) 織田信重(駿府

届方頼ミ遣ス

此頃西郷氏は奥州江出発と風聞なりしか、

に上京すと云、又聞く、小松帯刀東下、是も奥 島津家東下之事不可然と云、是を止めむ為

州江出発すと云、薩藩人江府鎮静すへからさ

るを察し、事を執らす、窃二変を窺ふ意

有る歟、不可知

八日

稲生鑑十郎存寄書一冊持参、頗る善し

山岡鉄太郎来訪、 日光御廟付三万石之事話有之

士 (7) 参与

薩摩藩

111

(8) もと小納戸

伊藤鑑司江五両遣す

九日

○水戸織田和泉より文通有之、着之為知也 (□)

○当年御役金四千両之内四百弐拾三両永七拾六文

陸軍会計掛りより受取、鈴木伴三郎取扱

○定次郎兵庫より朔日飛脚船にて帰東、京摂金 (≧)(重)

遣にて上下難渋、金札京師にて通用被 仰出と云

信義の知己) 前出身の医師 竹口 (2) 本多貞次郎(越

十日

山岡氏来訪、水戸表より高橋伊勢使として東

帰之旨也、 水藩御船拝借之事、 開陽江談遣

中島誠一郎

十一日

白戸江開陽之返事為持遣す

仙藩笠原中務·米藩宮島誠一郎·仙

太田盛来る、奥羽陪臣歎願書一見、甚不 持参 内

(1) 織田信重

(3) 高橋泥舟(遊撃

(4) 白戸石介

(5) 仙台藩儒官

敬之文体故、点削いたし遣す可然と云

四王天亮助・岩橋弥右衛門来る

確堂より見舞到来 吉岡艮太夫御霊(8)

屋之事見込申聞ル 何礼之助来訪、

之所置内々承り度旨申聞る、 且聞、 紀国之

巡察使来り、七万両献金御疑念無之様

成候旨申聞ると云

十二日

内藤忠次郎」 何礼之助より文通、横浜江届たる小箱、

米国より送状無之ては渡さ」る旨也

或は 伊東監司、番丁辺并開成所抔にて、 朝臣相願可申哉之御達二付、 御暇歟 君上并

田安殿を恨ミ申輩多しと聞く

英国人并サトウ来訪、聞く、小松帯刀一昨(5)

美作津山藩前藩主) 守居)か (7) 松平確堂(斉民 (8) もと大坂町奉 (上野前橋藩江戸留 (6) 岩倉弥右衛門

行支配組頭

館日本書記官 (10) イギリス公使 リス公使館書記官) (9) アダムズ(イギ

日江戸江来り、高輪薩邸ニ入ると云、明日

面会之積之由内話、 米国江誂し鉄艦は、

治平之上ならては米人政府江不渡、 且政府

にては、渡次第開陽艦攻撃之積と云風聞也と

○田安殿より、信太歌之助明日西城江可差出旨、

接方より達有之趣申越ス

十三日 大童信大夫来訪 ○信太生宿所不相知二付、

登

西城

(1) 陸奥仙台藩士

十四日

江差出

○島村勇雄

白戸白介来訪、小森献金いたし候ニ付、 時服二領被下

候間、 書付相渡度頼候段申聞ル、 但聞く、 督府にて

我か養ひ難き臣下御撫育被下へく、姓名廿日迄二

取調可差旨、出 昨日達有之旨、

奥羽鎮定後、 掛川・田中・沼津所替済之上、 駿州御引渡は

(2) 小森幸兵衛

御沙汰可有之哉之事と云

当時 長崎二而 大熊八太郎 大熊八太郎

於 西城引合候者 判事助勤

右、旧長崎調役引合と云 山口番蔵

十五日

○能勢大隅、旧長崎鎮台之節、英人殺傷之事 (5)

二付、 西城より御召出云々、困却之旨頼申聞る

○英サトウ子来訪、本日小松帯刀訪ふ、同人本 日横浜江行くと、小子江一面を乞ふこと切なりと云

根底を不知

る抔之説云々、一も 雲崎・長岡を取 掠し、越後は出 にて、白川を奪 奥羽勢盛

○福田繁叟来訪、 日々弐千金を費す、為是国許大費弊と云 加州家、越後之出兵二大隊

奥田江小森被下物御書付渡遣す

十六日

宮島誠一郎上京、主人之意を達せむとする

之説あり、添書点削

新二召遣るゝ臣下、大低五千計ならては御用途

不足、 御撫育難出来之説なり、尤面扶持にて

家内六・七人と見積、拾五万俵計也と

肥前藩士)

府判事·外国官判事

(3) 大隈重信(長崎

長崎奉行) (5) 能勢頼之(もと

官判事 肥前藩士)

(4) 山口尚芳(外国

に出仕) 江戸の書肆 (6)福田敬業(鳴鶩 加賀藩

米沢藩主) (7) 上杉斉憲(出羽

船二隻御借 水府江帆前 山岡氏周旋也 渡、是にて済む、

> 山岡氏来訪、 明日水戸江出立之旨申聞る、聞く、

水戸藩竹田金次郎と国人、 ⁽³²⁾

勅書之儀を争ひ

争闘之企あり、 上樣弘道館之御住居

他転之事可然と云を以て也、水藩規模如斯、

今日之時、猶私闘して其主家を危くす、長歎

十七日

荒井郁之助・甲賀源吾来訪、船心得違候様(4)

申含む、云、長崎丸奥州江出船、古川節蔵督す

と、其転末可疑と云

森雄二郎来訪、云、 蒲生修庵と医、督府江(7) 静

被召出と、亦聞く、 荻野正眠斎と云軍学師、

拾余、根岸之里二居て長沼流を知れりと

十八日 河津伊豆退職と云(8)

十九日

(6) 軍艦役並勤方 5 軍艦頭並

(4) 軍艦頭

越後出身の漢学者 (7) 蒲生褧亭(精庵

七月医学館へ出仕)

寄 (8) 河津祐邦(若年

藩幹事役)

(1) 山岡鉄舟(駿府

田耕雲斎の孫

(3) 徳川慶喜

(2) 水戸藩参政

武

何礼之助来ル、昨日西城江被召出、 開成所勤被命と云、

明日同所奉行三人亦被召出

聞く、米利堅・孛漏生・魯西亜は同心、且米魯之地カナー・ディリカ・デュー・ロシア

タより先きの土地を以て、九百万弗二買ひ、英領を挟む

と云、魯は此金を以て印度後接の地開拓、 英之印

度領を占めんとすと云

横浜貞次郎より米国四月十一日出之書籍入箱 (⑤) (虫類)

届来ル、太童江富田之書状而已入る

廿日

者被 命、廿七・八日頃駿府着、右之心得にて掛り

本日、督府ニ而駿城引渡掛山田一郎右衛門成る(三) (全)

出立可致旨と云

御扶助相願者姓名、 督府江差出、

徳川氏勤仕之者、五千名之見込なりと云、

右白戸より文通

(11) 江戸府権判事

117

奥仙台藩士 海舟門 (10) 富田鉄之助(陸

下 米留学中)

稲生久五郎方 本所榎弁天 信太歌之助

洲干町(横浜) 右貞次郎 茗荷屋 壮兵衛

廿日日

信太来訪、 阿②部江 督府に田安殿より同人事御申立

られ有之御書付、 速二御廻周旋頼遣ス

貞次郎江頼ミ、米国江之書状一封頼ミ遣す、当廿八日

頃船便と云、聞く、益田徳之進其他両三輩、 字漏生書記

官ス子ル宿江入、小遣と成り潜□と云(4) 居

仙台

江種紙

交易として

外国船

三隻計行く、

或は大炮・

小銃ニ換ゆ、官吏知て不咎

浜江来る説あり 大久保一蔵横殿

近頃駿遠は国産茶夥多し、ゆへに昔年之二国に

あらす、横浜江送り出たす事盛なりと云、是を以て考

護送船之如きは、其費大低其半を可補、 幕習

を捨て、 地力二能く力を用ひ、聚倹せす、後年を期せ

は、 大二富を致すへき敷

廿二日

甲住倉橋恒太郎出立送れ、御奉公願書持参府 (ママン)

鎮静方) 事掛手附·総房三州 (1) 信太歌之助(軍

静方) (3) 益田孝(もと騎

と目付

総房三州鎮

(2) 阿部邦之助(も

兵頭) ロシャ公使館書記 (4) スネル(もとプ

与 薩摩藩士) (5) 大久保利通(参 冟

差越ス 政官規定書

サトウより太

世三日 小颶風、午後より夕迄

廿四日 此日、 奥棚倉没落

廿五日

乙骨太郎乙来訪、軍事掛附中根造酒次郎・片山直

太郎・木村熊二・高橋房太郎・土屋金六郎・石井(漢ガ)

釜吉·長谷川又市·中島六蔵·児玉益之進·

神山忠次郎・乙骨太郎乙・竹村染三郎・小長谷(帰力)

鎗三郎·北条松之助·上田絅二等、駿府江御供 (桑內)

願度旨申聞る

廿六日

昨日山岡氏東帰之由聞之

呉候様申越す、林研海方より届来る 米国より閏四月八日附之一包、高木屋敷江届

廿七日

山岡氏来訪、水戸も先無事、竹田錦次郎之徒と小争、(武) (金)

医師)の子息 米留学中) 庄内藩士 (7) 林洞海(もと奥 (6) 高木三郎(出羽 海舟門下

軍事掛并 山岡氏江託し、

119

供可然と申遣ス 橋爪之事御

小殺傷にて仕舞ふ、行末亦不可計

小田原大久保氏、林昌之助已下脱走江組せしニ依而(ユ)

俸録壱万石二被減たりと云

廿八日

◇昨日山岡氏 前上様已後とも小拙江御委任

被遊候間、万端猜忌等之掛念毛頭無之、充分

尽力へき旨御沙汰有之と云(ママ)

疋^④ 田

廿九日

七月朔日

平岡庄七来訪、 確堂為御名代御上京、并駿府江御引

移遅速、 御家来御供之者多少如何を問ふ

◇妻木中務、水戸之上意、出勤尽力之事、且聞

戻、 く、長崎丸脱走、林昌之助奥羽所々江乗廻ニ付、 船は督府可差出旨、 西城より御沙汰有之と云 速二引

(4) 海舟次女孝子

(5) 駿府藩目付

大目付 駿府藩江戸 (6) 妻木頼矩(もと

留守居)

120

西藩主)

(3) 徳川慶喜

模小田原藩主)

(1) 大久保忠礼(相

(3) 林忠崇(上総請

サトウ来訪、大久保一蔵・小松帯刀共江戸ニ来ル居

小松は小田原丁弐丁目旅宿と云

◇大久保一蔵江戸ニ到る、或は云、三条殿之参政也◇

(7) 三条実美(議定

輔相・関八州鎮将

本町五丁目

駿府屋

_ 米国より四月十二日出之書状到着より差越

大崎弥一郎来訪

小鹿之名主

貞次郎、 田園之事頼ミ

信太歌之助

貞三、英吉利留学之者帰国と云、近頃払郎察(II)

江留学に行きたりし者廿名計帰国せり

三日

吉川東一は

小鹿村甚太郎 此者之親父 せし者と云、 に七年程住居 国サンフランシスコ 松と云者、米

昨、大崎江介シ、紀之斎藤江頼ミ、山佐江一封遣す (33)

四日

清水港

松本平右衛門

江尻在山原村

廻船問屋

中川屋甚右衛門

宮島誠一 郎

五日

駿人吉川東一郎来訪 ○大崎并津田真一郎

藩大目付) 英 駿河山原村名主 (紀州藩参政) (14) 津田真道(駿府 (13) 斎藤政右衛門

(15) 出羽米沢藩士

(8) 出島松造か

小鹿村名主) (10) 外山捨八(正一) (9) 出島竹斎(駿河

地大麓) · 中村正直 作奎吾·箕作大六(菊 ·林董三郎(董) · 箕

郎・菅沼貞次ら 村宗三・山内文二 川路太郎ら (11) 高松凌雲·木

(12) 吉川東一郎(宜

乙骨太郎乙、過陸軍取扱被仰付候由日

六日 此頃日々雨天、不然は鬱々暗雲

七日

八日

◇小松帯刀来訪、天下之形勢并八州之情実、

外国之交際を談す、大久保氏江我か家臣下

(2) 大久保利通

土 金与 薩摩藩

御所置之事頼ミ遣す◇

白戸石介来る、一翁子江一封を寄す

◇小松氏之話ニ聞く、太政官職員之取調は肥前 (4) 臣川島次郎・土藩福岡藤次之手ニ成ると * 副

九日

小松氏より文通、近々来訪いたし候ハ、、前日定

日可申越旨、不然は不在も不被計旨申越ス

英国サトウ来訪、我邦家之大勢を論す

十日

(3) 大久保一翁(駿

(4) 副島種臣(参与

肥前藩士) (5) 福岡孝弟(参与

土佐藩士)

館日本書記官 (6) イギリス公使

122

金子 退市来訪、是人先五‧六年前大坂江小松事

尋ねし人、当時沢殿江附す、小田村素太郎 (で) (8)

(7) 沢宣嘉(公家)

(8) 楫取素彦(もと

之弟也

八田知起老人来訪

何礼之助近々小松江附し上坂すと云

藩士

事 長州藩士) 参与·制度事務局判

(9) 八田知紀(薩摩

十一日

内藤廿五両用立、小道具借遣す

七拾五両預り置く

水野甲一郎来訪、

痴雲子一昨日死と云、

十二日

清水三九郎并清甫来ル(ほ)(志)

福田鳴鶩・加州藩宇野直作来訪

山岡鉄太郎来訪、前

上樣駿河表江御引

移御免之事 督府より被 仰渡、 是山岡氏

尽力に因る処

(11) 水野忠徳の子 (10) 内藤忠次郎か (12) 水野忠徳(もと

死去) 外国奉行 七月九日

(4) 鈴木清甫(もと (13) 播磨姫路藩士

表坊主)

十三日内藤江、水野預り之金七拾五両借し遣ス

勝木生塾江入度旨二付留メ置信兄来訪、

信生。官軍ニ而御不審之筋有之、御召捕ニも可

成哉之風聞と云

十四日

八田知起、大理之事を談す

貞次郎神戸江行く旨、且加納次郎作市中判(②)

事属二成由話あり

服部より文通、明日出立之旨

十五日

長谷川仁右衛門より伝言、近日可尋と云、(4)

小松氏明日閑二付可尋旨也

十六日

尋小松氏、我か藩御扶助之事ニ而御礼上京

之名、并銅板御取揚之事等内話有之、本日登人

城之上、大久保氏并長谷川氏江可談置、猶精々

屋

(2) 神戸の廻船問

駿府藩中老) 服部綾雄(常純

計官知事 肥後藩士将府設置後、同府会

(5) 大久保利通

(1) 信太歌之助

尽力頼候旨申聞る

十七日

一翁殿より、御扶助之事ニ付、 諸官困却之旨、

并御名代 上京田公·確堂殿可然歟、 本日御取定

可相成哉之事申越す

阿波藩矢沢金平来訪、聞く (8) 侯

美作津山藩前藩主)

(8) 蜂須賀茂韶(議

阿波藩主)

(9) 細川護美(議定

軍務官副知事)

(7) 松平確堂(斉民

(6) 田安慶頼(田安

にて下り来る、細川龍之助殿亦同断と云(⑤) (億)

十八日

昨平岡四郎来訪、御材木蔵之材并銅板等

駿地土着之者水野内話等いたし

長谷川仁右衛門江文通

事歟企候哉之風聞有之、 白戸白介来訪、松平太郎人数取集候而何(豆)(豆) 御船々同之ては以之外

故、 説諭可致旨、 田安公并諸役一同より頼越ス

十九日

勘定頭) (10) 平岡準(駿府藩

(11) 駿府藩大目付

12 陸軍奉行並

肥後藩国友弐右衛門来訪

築地居留館江小松氏江届遣一封横浜

迄差遣可申旨、杉浦・水野江詫し遣す

桜井庄兵衛、諸官員割并御扶助願惣員他、

(1) 駿府藩目付

勘定頭より御蔵米有高、銅・鉄・々具類之惣

員数書付持参

廿日

小田切綱一郎、御暇願度者両三名有之、御扶助不(ミ)

〇昨夕、長谷川二右衛門より近々尋問すへき旨返相願御暇、駿府表江引移度旨申聞る

書有之、此頃細川家之人数東奥江出張ニ付、彼是

取込居る旨也

○白戸来訪、中老之口上有り、云、上様御船にて御引

移は 天璋院様殊之外御案被成候間、三年程

も江戸ニ御引越被置度、乍然督府より御沙汰も残

子 (

(3) 徳川家達

(4) 徳川家定室敬

役並(2)もと開成所調

126

有之候ハ、、陸路可然歟、夫も不相成事ニ候ハ、、安房

幹事役)

(5) 勝海舟(駿府藩

御供にて万事御世話可申上様ニは不成候哉之旨

御談有之候由、 亦 昨 督府より山岡・関口 (6) (7)

御呼出、 清水某口達

、駿府御引移、 精々取急牛候様可致候事

可申事

一、駿府江御召連相成候御家来姓名取調差出

内達 沼津・田中等は、当月中ニも引渡可申事

相成候者は 御扶助願姓名六・七日中二差出可申候、御扶助 朝臣と相心得可申候、此旨下々江示

諭可致候事

上京御礼之儀、速成る方宜旨之事

確堂公可然との事 以上

聞く、 沼津水野家は桑名江所替、 田中本多は

備中松山之所、 内願にて房州之内と云

> 藩幹事役 (7) 関口隆吉(駿府 (6) 山岡鉄舟(駿府

藩留守居

沼津藩主) 田中藩主) (9) 本多正訥(駿河 (8) 水野忠敬(駿河

廿日 此頃より、雨霽秋晴連日

関口艮輔・桜井庄兵衛・竹村九助来訪

世二日

○前島来助来訪、中老之口上にて、御扶人相願候(2) 助

者、 彼是議論も有之当惑、如何可致と云、答云、

留守居役)

(2) 前島密(駿府藩

唯々誠実ニ御示教可然と云

大久保四郎左衛門来訪

梅田国之輔来訪 堀田屋六兵衛来訪

世三日

桜井庄兵衛より浅野氏達之御書付差越、

駿河表江御移越之節、御供被仰付之

水野甲一郎より願書差越、 軍事掛附相原祐四郎

持参、 其趣意は、駿河表江罷越、 開墾之事也

廿四日

附 (4) 駿府藩幹事役

と駿府町奉行)

(3) 大久保忠宣(も

藩中老) (5) 浅野氏祐(駿府

忠徳子息 (6) 靖難隊士 水野

(1) 関口隆吉

前島来助来訪、一翁殿口上二云、浅草御蔵

貯米壱万六・七千俵、 督府より其侭可差置旨

との儀也哉と、如斯ニ而は必然と御差支に到可申、本所

難渋、且浅草御蔵ニ有る所銅板・鉛・錫類は御引

御蔵御拝借ニ而右江可引移との手続之所、

右様ニ而は

たりし御米之事、長谷川氏江一封差可申、前島移入用に可充もの、此程小松氏江も内談し置き

為使参るへきと云を以て、両事件懇々認、二右(ti)

衛門江尽力周旋頼ミ遣す

本日、朝臣願御暇并無禄にて御供願候之条

廿六日迄二可差出旨、御書付二通出る

廿五日

高橋伊勢・浜口興右衛門来訪(8)

山岡鉄太郎水戸表よりが上様御出途、銚子口(⑤)

にて幡龍船江御乗船、十九日御出帆、駿河江御引移

(9) 徳川慶喜(7) 高橋泥舟

相済候由、格別之以思召、金子10両拝領被

仰付、同人持参

廿六日 松三郎来ル

白戸石介来ル、彰義隊・純忠隊之残党、廻

船江乗居、隠二開陽之助を仰き居、官軍江之

聞江宜敷す、 田安殿并諸官も大心配と云不 間

塙主齢隠居願取計呉候様頼ミ、白戸江介シ差出

遣す

勝木江四両遣す

廿七日

伊東安兵衛・中村六三郎

浜口興右衛門 高足丸江陶器入箱三、小鹿留学

之金子預ケ遣す

駿河吉川東一郎より国産茶到来

勝木江金四両遣す、同人丹羽淳太郎江返金県(3)

(2) 勝小鹿(海舟の伝習所伝習生

長男)

(3) 丹羽賢(弁事· 江戸府判事·監査役

廿八日

青木来ル

廿九日

白戸石介 聞く、 督府より万事不行届之御

譴責あり、開陽は 上様御移転之後脱走

云、 六日頃御発途之積、御船之所、田安殿之企あり、依て中老為説得被遣候ては如何と

御不承知にて、御陸行と云

八月朔日

言上

白戸より文通、

上樣当九日御発途、

督府江

聞く、京師より一昨御書取「督府江到来、云、

主上東府江時々 臨幸可有之故ニ東京と可(5)

称云々、

肥前上野州之鎮撫御免、近々上京、

(4) 徳川家達

(5) 明治天皇

関叟は既ニ帰国と云(1)

駿河已東十三ヶ国之留守居は、江戸詰被仰出

旨也

土屋金六郎云、竹村安三郎甥熊之助之事二付、裁(②) (※)

判所江被呼出候間、御免願之事頼む

森祐三郎、聞く、大原殿・岩倉殿・ 殿并岩(4) (5)

倉殿軍監原安太郎は帰京ありしと云 (衆)

門人、当時麹町元石貝因幡医師宮大柱方同居(6) 之

○片桐正介は当時判事也、(音) ○宮は御親兵取立として上京せりと 元越後三ツ股と云処

之里正也

会藩人脱走誘引之為潜伏せし内藤刑部・佐野

渡と云者、 島田和三郎因州江訴へ召捕せり、 佐野ハ

院にて隊長なりしと云

脱せりと云、

内藤は元上野の挙に組せし時は、

伝通

(2)(3) 軍事掛附

帰京 察使 七月二十九日 当時関八州監察使) 事 七月十九日帰京 (5) 岩倉具定(大監 (4) 大原重実(権弁 当時大監察使)

講武所奉行 (7) 東京府権判事

(6) 石谷穆清(もと

か

8 越後長岡藩士

132

肥前藩前藩主 (1)鍋島直正(議定

島田和太郎は奥州先鋒を願ひ、被 仰付あり、

人数無足にて頗る困究すと云(第)

督府応接方は月々俸金三十五両也

日

水野甲来訪、預り金七拾五両返金いたし呉候様申

(9) 水野甲一郎

聞る、依て内藤忠次郎江一封遣す、 且阿部邦之助

江同人之事申遣す

三日

昨日 督府被廃、

三条殿鎮将被立置旨、

且

駿河より已下十三国云々之事御達

小森幸兵衛、紀伊国屋之事話す

興右衛門江預る小鹿留学之金子返却、入手

四日

内田恒次郎

聞く、日本橋江、徳川家々来御扶助

之儀精々申立候二付、其御思召之所何分因循

(10) 三条実美

(11) 軍艦頭

申聞せ候事

中条、小拙心事

五日

内藤より水野之預ケ金六拾両差越す

長谷川氏江勝木生之事頼遣す

* 伺ノ上尽力すへき旨申遣す承

榎本江軽挙不可有之、已後進退如何哉、

付出ると云

助被成下、徳川家申立は御採用無之旨御書

埒明す、ゆへに西城江自身相願出候者は御扶

中老江一書差遣す

中条金之助、 小普請并軽キ者等暴動可

有之勢なりと云、鎮撫之事精々頼遣す

六日

桜井庄兵衛、 榎本江極内事告け遣す

白戸石介同道出殿、 御船之事、 不勤二而駿府江

行く者御印鑑等掛り取扱之事、 閉門慎被仰出居候永井·

(1) 榎本武揚(海軍

(2) 精鋭隊頭

若年寄) (3) 永井尚志(もと

茂兵衛	小鹿村名主
衛	

室賀・大久保其他之御所置、当人或は親類江御跡之所(4) (5)

御側御用取次) (4) 室賀正容(もと

と陸軍奉行並) (5) 大久保忠恕(も

御告置之事、過激之者御所置之事、其他小事

申立、大低相済む

田安殿江当節之情実申上る

七日

八日

○榎本より四日之返書到来、文面穏にて、更世 ○内田恒次郎、長谷川江一封頼ミ候ゆへ認渡す 上風聞脱走等之意あらす

肥国元弐右衛門、奥州江再ひ出勢を送くると云、聞(⑤)滾)

鎮撫之趣意なれとも、 く、三春は降参、本領安堵、寛典に出つ、肥後は専 三条殿辺にては更に

鎮撫方何分尽力すへき旨云々を申す、且長

此意不通、

当節は少寛に馳せり、我か軍艦の

谷川・住江甚兵衛等江従是逢て委細を述、面会

(6) 肥後藩士

(7) 肥後藩士

甚太郎兄弟 せしめむと云、小拙申て云、嗚呼奥羽 して一戦、官軍其利なく寛典に所せむといふ 朝命二反

桑有り、凡 興津在二 一里半四方と云

三十万 北村彦次郎

^{万·三}野崎彦左衛門 野間伝之助

同 勘右衛門

江尻

野村

板屋忠兵衛

そいぢ村

百年之有を献し、循々として其誤を悔ゆる者

皇国之瓦解万民之塗炭を憂へて、城邑数

ものは誠ニ痛哭之至也、我か寡君早く

は、独り我か家の為ならす、実二 皇威之赫

々を隠に尊奉すれは也、然るを高察あら

れす、今日頻ニ討幕を云者は何之心そや、

我輩微力愚昧といへとも今果して何之申

所あらむ云々

九日

田中

亀之助様、五ッ時御発途

長谷川仁右衛門殿来訪、 前寡君御宥免之事

○国元弐右衛門、聞く、 并御扶助人之御取扱、 御米蔵之金属、其他内話 昨日同人江内話之建議、右京亮

(1) 徳川家達

(2) 細川護美(議定 · 軍務官副知事)

井上嘉善

出す

と云、

同人明後奥州江出船

福田繁蔵来る

山岡鉄太郎

鎮将府にて

有之、

我か軍艦精々軽挙無之様尽力可然

殿江話せし所、

今日

鎮将府建言、

御評義も

吉村長兵衛、千代田形脱走之聞江あり、

精々尽力

津藩士

(3) 大総督下参謀

可然旨内話ありしと云、依之再三榎本江一封差

右方江同所 兼蓮院伯母

駿河江船

洋書五箱

廻しす、

十日

織田縫之助来る、海軍所地内明地江台場普請

二付、借り入る事を以て談すと云

吉川当て也、小箱五ツ

海軍局江文通、

御艦未タ脱走之事無しと云、

故二時変あらは可申越旨猶達置

と云者江記ス 船頭平蔵

十 日

桜井并水野甲来訪、 内藤より来る六拾金返ス

○鼎次郎に詑し、米国江一封并リンドウ氏江大皿一枚 (重)(ト) (産)

(4) 吉川東一郎(駿

(7) 本多貞次郎(横 (6) 水野甲一郎

浜在住 竹口信義の

知己)

河山原村名主)

府藩目付) (5) 桜井庄平衛(駿

商会会主 (8) 横浜リンドウ

137

一朱より五匁四斗樽 一ツ 三十匁	長持大卅七匁 弐両壱分	等貯にて三度之食	一人両掛一位配貨銭						大岡斧太郎	大くない。大くないでは、大くないできます。大くないできます。 大く はいい 大く はいかい 大く はいかい 大く はいかい 大く はいかい かいがい かいがい かいがい しょう	幹事役附		
十六日松次郎親甚太郎江壱両、松次郎江弐両弐分渡	こり四・具足櫃弐・両掛壱入置(行季)	得世話す、負葛籠三・長持大小三・書物入柳	米飛脚船ニーヨルク江荷物積込、松次郎万事心	頗る御尽力有之と云	山岡氏来訪、阿州侯、無禄之者御手当等ニ付、	十五日	大久保四郎左来訪	(3)	内々承度、且左京殿江可申立旨話有之	肥後藩増田 来訪、過日長谷川江談候事	十三日	十二日	送くる
,				定阿波藩主)	4	と駿府町奉行)	(3) 大久呆忠宣(も) 根藩士	権判事・巡察使 彦(2) 鎮将府会計局		(1) 増田貞右衛門			

十七日

松次郎、雇船延日ニ付困却、横浜江立戻る、白(ミラ)

戸江申遣す 〇昨日ニーヨルク船、洲江乗懸るニ付

十 八 日

此三日、昼夜秋雨蕭々

十九日

桜井氏、撒兵脱走帰り之者如何と問ふ

廿日 長持三・刀箪笥一、雇船江積込、過日之荷物同断

開陽より一封到来、昨夜御船悉く大去、其

山本喜三郎使

行く所を知らす、趣意書即刻中老衆江為

持差出す、嗚呼、士官輩我か令を不用

御書付出る

石御渡可遣之之内拾五万

今日雇船江乗込旨申聞る、小鹿留学之○白戸より、都原主税・布施権十郎両人差越、

藩大目付) (5) 白戸石介(駿府

Í

南中通 松屋伊助米一番々頭

本町五丁目

山岡氏来訪

廿一日

○伊奈図書、

明日雇船江乗込、駿行之旨申聞ル

候約也

手当金頼遣す、但白戸江詑し御用達江預

増田貞右衛門来訪、明後日否文通承り之為可

遣約束いたし、但軍艦脱走可致事は過日已来

精々心附説諭等いたし、且長谷川氏江差止方愚存

も申延置候処、不任心底、愚考ニは多分差止り

可申見込も有りといへとも、恐らく不用意之所より激

説せしや、甚疑敷ものあり、此後之説論等、

存御採用も被下るゝに於ては、容易く引戻行届

へく哉、右等左京亮殿江可然被仰上被下度と云々

世二日

同居浜口氏 山本謙兵衛 谷町組屋敷

団源次郎来訪、此人甚能く形勢を弁知す、当春②

商会番頭) ウォルシュ・ホール (1) 熊谷伊助(横浜

授手伝並 (2) もと開成所教

世三日

増田貞右衛門方江一封差出、左京亮殿邸中之

事にて一両日出 営無之、明後日否可申聞と云

○横浜米利堅一番之番頭松屋伊助より使あり、

男谷之別当某と云者、故に逢て其転末を聞

云、米国より便到る、家来可差越と云、使之者は巳前

○水野某より乞憐、石井謙吉持参

○桜井貞蔵より文通云、風聞には軍艦佐渡江(ᡧ)

浜二来る者等、当廿二日頃相模洋にて、藤堂会集之密評ありしと、亦外国船兵庫より横

之蒸気船を旧政府之軍艦追懸しを見

たるの風聞あり

廿四日

杉浦兵庫来訪

勘定役 (4) 駿府藩海軍附

(3) 軍事掛附

(5) 杉浦誠(もと箱

浜口興右衛門来ル、 聞く、当月五日薩州より蒸気三

隻越後江出帆、 西郷氏出張と云

肥藩増田来訪

京師にて、紀ノ水野大炊并越前家其外、中川親王を(②)

奉し、薩長二家を追ハむとするの企あり、発覚、

親王家は一名を下たし給ハり芸州江御預ケ、越

春嶽は岩倉殿厳敷御譴責有之、辛くし

て滞京御免しと成る、其他いまた確証を不得

と云、嗚呼、人々各小私あり、其極国家之

大体を忘るゝに似たり、彼此之論、彼我之

利あるは其識不足なり、正大之説不被行

は天なり、 何そ如斯之策を施す哉、

奥地は脱走人悉く散乱、 唯々必死之苦戦

にて、 其地険なり、 会藩而已領地日逼らる、 津川迄は銃礉

許多、

官兵猛勢、

死亡五・六

藩付家老 (2) 水野忠幹(紀州 新宮藩

摩藩士)

国事御用掛 (3) 朝彦親王(もと

主

議定 (4) 松平春嶽(慶永 越前藩前藩

(5) 岩倉具視(議定

(1) 西郷隆盛(参与 · 大総督府参謀 薩

百人、猶不退侵撃すと云、

仙台は近く伏罪之状顕せり、

して官兵是をあなとる、米・庄は各官

(6) 出羽米沢藩と

兵御差向、 格別はけしき戦無し、唯々勇猛

死を期して戦ふ者は会藩人而已と云、

梅田国来訪、聞く、仙台藩太田盛・米藩宮島(マ)

府藩幹事役附 (8) 陸奥仙台藩の

(7) 梅田国之輔(駿

誠一郎輩、先日京師より帰来り窃説く、二条家・

ありと、是等を以て考れは、我か軍艦之士等小節 広橋家其他にも、当時之公□を廃せむと云者卿

小細工之輩に鼓動せられ、忽チ軽挙に及ひし

歟不可知、永井主水之乗組たる、尤以て可怪也

廿五日

廿六日 大久保参与江呈一書

福田鳴鶩・加州藩士来訪

若年寄) (9) 永井尚志(もと

(10) 大久保利通

143

鎮将府より、軍艦脱走、 其挙動ニ付ては、 徳川氏

之大事二関係すへき旨、 厳敷御譴責之御書付

御渡、 確堂殿江も同断、 尤所置之見込可申立旨也

○大久保氏より返書到来、四時尋訪すへき旨申越、 当節之心裡を訴ふ、前寡君御宥免之事、 問尋、

御扶助二付駿近傍替地御渡之事

清水家禄地之事、軍艦脱走之転末脈絡愚考

等、 心腹を不包

此頃、 我か所行ニ附き、 官兵中猜忌甚盛ニ到り、

脱走其他大低我か区画二出る歟之風聞紛々と

して耳二入る、当春已来 君上之高志に体認

皇国之御為二死力を奮ふといへ共微力、

其

跡如今日、 亦如何せむ、不幸にして一死を得るとも、

窃二天に辱る所なきか如し、古来よりして危険

に周旋する者、終に其極猟禽煮らる、又何

(2)(3)徳川慶喜

美作津山藩前藩主)

(1) 松平確堂(斉民

袋町と云 浅草新堀 井上氏之宅

そ疑を生せむや

廿六日 廿七日

昨深夜、増田来訪、 練馬松月院二村上左馬介

(肥後藩士)

(4) 歩兵頭格

(3) 増田貞右衛門

寄合、 鈴木弾正等五百名程屯集、 官軍御

殺戮之挙あらむとす、当節之形勢尽力退

申談す

廿七日 今暁、井上八郎・平岡四郎・桜井庄兵衛江説諭方 散之事取計可然と云

駿府江早打目付中根出立、面会、一翁江一封

并当節之模様を示す

大久保氏江、仙藩・米藩京師より帰東、且六月三日

家老之国論、 我か説等之転末申遣す

或人、開陽艦脱走之趣意ニ付頗る確証有るの

等激する所ありと云々、以是我か嫌忌を 書を送る、略二云、熊藩并米・蘭・仏国之士

(5) 駿府藩陸軍頭

勘定頭) (6) 平岡準(駿府藩

(7) 駿府藩目付 (8) 中根造酒次郎 (もと軍事掛附) か

家老)か (9) 坂英力(仙台藩

庸) か (10) 大崎弥一郎(昌

御書付出ると云 預被下旨 現被下旨

解かむ事不難、鎮将府皆我か手二出る

を疑ふ。示して以而是を解く何そ難き事歟、

かあらむ、然れとも列藩内破して其国議

一定せす、隠顕皆不可言ものあり、ゆへに其

各人猜忌して一時を他に譲らむと欲する者、国難

天下皆是也、我たとへ嫌忌之為二其死を遁

れすといへとも、如斯之瑣事を以て一身を清

く成さんとせん哉、命数は天也、人之疑と不疑

と、何そ是を以て其行を違へむ哉

廿八日

松月院江屯集之者等、総房江脱する企なり

と、此他二・三ヶ所江屯集する者あり、説得者を

解散せしめむとす

井上文通、脱走之徒凡千人計も有之由、追々

鎮撫方指揮いたし遣す

廿九日

大崎来訪、聞く、村上左馬、前橋ニ而脱走徒江応へく旨

云触せしに、其実無きを以て半途にて解散、猶

確堂殿江逼り、旨令之書を乞ふて後可発等盲

説すと云、其他は会藩扇動する者、或は其

他ニも少々有之と云、皆其筋々江説諭方申聞る

山岡氏 鎮将府にて徳川家之士等速ニ立退

或は云、諸官自己ニ屈◯して他を顧ミす、但其取 托

扱如何を知らす、旧習不脱、殆困却而已云々

聞く、軍艦館山辺ニ徘徊、何方にてか戦争、柱

を痛むの空評あり

晦日

大久保氏江、清水領御預之礼并小拙脱艦にて

御疑念蒙るの風聞ありといへとも、人を出たし証

(1) 大崎弥一郎

ロストビーフ

Mr.Lindaú

行届「此事而已弁解を求めむ哉云々而已、「計□

を以て自己を遁れむとせす、是後来之万緒甚不は

米利江書状差出ス 〇松浦江一生之手当百両遣す、

我兄弟、我か為二生活を勤めす、空手して憐を乞

ふ者皆同断、如何そ普くめくむを得む哉

中老江移住之者厚御世話可有旨、且当今之

大体を云、目付内藤七太郎使二来る、猶転末を云

聞く、此頃甲府之士民少紛々、忍之隠居武田兵

庫江附て挙事を云者四・五百人有りと云

桜井庄兵衛明朝出立、小鹿留学之手当百両

来二月十日迄用立、 別二家属手当金五

拾両持参を頼む

亦桜井江附して太羽殿江一書を呈し万端

を督責す

九月朔日

(1) 松浦壮助か

増田貞来訪、 朝議、伊豆一円奥州為替

地御渡之事は、大久保氏尽力にて大低御一定

と云、ゆへを以て、暴挙無之様精々尽力給

◇ 医旨也、奥州此程迄は弱かりしか、阿隈川近度旨也、奥州此程迄は弱かりしか、阿隈川近

傍迄ニ押詰甚強しと云、愚考ニは軍艦着

せし哉、或は上者志慮変し、過激益奮

会主并板倉・唐津は謹密なり、下士は是② (3) (4) 慎び、其身を置く所なきを以て死戦する歟、

を憤る、唯米沢は其主臣と共に憤激す、

と云、是等木梨精一郎来りていふ所也と南部は官軍二心を寄居たりしか又変せし

と真無寡た司をせり とう 梅田国之助、小筒組某を連れ来る、此人組中

之鎮撫厚く周旋せりと云

内田恒次郎 本日杉田玄端より文通、何分(7) (8) 同人

朝廷より召されしを恐怖して病と成る、

京都守護職 陸奥会(2) 松平容保(もと

(3) 板倉勝静(z) 津藩主)

老中 備中松山藩主)

(4) 小笠原長行(もと老中 肥前唐津藩

(5) 上杉斉憲(出羽

(7) 軍艦頭監長州藩士長州藩士

陸軍御用取扱·洋学 (8) 蘭医 駿府藩

教師

御免之事偏二頼む旨来翰、内田江頼、長谷

川氏其情を告け御ゆるし頼ミ遣す

桜井貞蔵、軍艦開陽江外国人三名乗組

居しを聢と見留たり、是は八月十五日也と聞

ヌーブなど五名 官ブリュネ・カズ (2) フランス人士

益其脱走せし縁故を詳にす

前島江、家族出立二付御印章願頼遣ス

日

国友弐右衛門 宮誠帰東

京師二而、 中川様押立一変を企つる者ハ、

因・備・加州・紀州其党なりと、金穀之耗失

甚敷困迫を極めり、 土州容堂奥羽之

事二尽力すと

大久保氏より、四時阿州之旅邸江小拙・一翁・

鉄太郎御内談之筋有、可罷出旨文通

阿州侯邸二而、侯并大久保氏・江東三人、(3)

(3) 前島来助(密

駿府藩公用人)

(4) 肥後藩士

(5) 宮島誠一郎(出

(6) 中川宮朝彦親 羽米沢藩士)

王

(7) 山内容堂(議定 土佐藩前藩主)

(8) 山岡鉄舟

(9) 蜂須賀茂韶(議

府会計局判事 (10) 江藤新平(鎮将 阿波藩主) 肥前

藩士)

門(鎮将府会計局判 (1) 長谷川仁右衛

肥後藩士)

小拙願立之内ニヶ条、所謂清水十一万石

并駿州近傍にて七拾万石、奥州為替

地御渡可有之御内決有之、右二而府下之士移

住速ニ可致、且暇遣候者等如何之手段にて

撫育いたし候哉承試度旨也、依而見込之

荒増且関東之風習等陳述、然る上は

遠江一ヶ国・三河之内等にて七拾万石御渡

可有之旨御沙汰有之事

出て、六百人分焚出方申付けし者有之旨 ○脱走之者等鴻台辺二潜伏、市川二

聢と承込

三日 御印章御渡

○本日、家族悉く駿府江引移せ候事

○大久保氏江、

市川之信ありし事申通置

○出営、旗下無禄之輩移住御世話之手続、

且居住等之御世話、 其外格別御為筋、 諸官

因循いたし候ては御所置二違可申旨申立 石河石航、

○聞く、

激徒を募り軽挙の

企ありしか、事齬齟し自殺せりと云風

聞あり

四日

或は聞、 前橋·館林藩、 過激之挙内心ニ挟ミ

遊説する者在るかことしと、佐倉亦然り、

甲州より潜伏、東京に来たりし者は、井上八郎

説諭して今朝帰国せしめ、同志江説得せし

むと云、万事井上氏江任す

真一郎駿府江行かしめ諸官江告くる方可然と、 東京府より御内談ありし事共、 · 津② 田

中老江談す、 皆同意、 平岡四郎は、 国内江割

付方相談として、八日頃出立せしむ

藩大目付) (2) 津田真道(駿府

勘定頭) (3) 平岡準(駿府藩 町奉行 五月自刃) (1) 石川利政(もと 相済 兵助江引渡 用立三河屋 并鍵類、同人 屋敷土蔵

本日、吉川殿

は新潟辺江着すと云 は相州洋漂泊、 其他散乱、 開陽は箱館或

三賀保丸房州犬房崎にて難船、

咸臨丸

五日 山本代助病死之為知来る

甲州人之転末、軍艦之事、

跡々之所置見

込等、大久保氏江一書差出置

可有之御書付出る 奥州替地として、遠江・三河国ニ而不残御渡 紀伊家江金子借用之事申談

> 河山原村名主)か (4) 吉川東一郎(駿

明朝、 駿州江津田真一郎差遣積

奥越之新を聞く

肥後藩増田貞右衛門

今夜出立、宮誠同行と云

先月廿一日勢至堂破る、廿二日・廿三日

與摩峠砲台四ヶ所陥入る、 若松城下焼払、 外郭破壊、 廿四日会津 廿五日· 廿六日

廿七日本丸にて必死之戦争、

(5) 宮島誠一郎

153

討手薩・長・大村・肥前・佐土原・土州之兵士

也、紀州・井伊其他、後ろ之山より本丸江炮発、

城兵大二困むと云信有り、此方脱兵は

更に何方に居る哉、皆会津人而已、城下之殺

傷甚多しと、亦会主并重臣等は不知、

戦死する者農兵甚多しと、

越後江は若松如前件ゆへ、裏壊れせり、

米沢は伏罪、仙台を説得すへき旨、

若不聞時は一手を以て討入らむと云と

六日 山本江香奠三両遣す

三好大膳江頼ミ、銀造古代之太刀、拝領之白鞘并

貞次・貞宗之脇差、駿府江持行かしむ

蒸気船江積む荷物送る、然るに浦賀六左衛門

方にて不知と云

英人サトウより馬壱疋貰受度段、留蔵・(シン)

ウの使用人 会津藩

(3)野口富蔵(サト館日本書記官

(1) 駿府藩目付

(2) イギリス公使

七日

と云

主殿両人使として来る、明日サトウ宅江率せ

可申旨約束す

清水三九郎、此程閑亭之事参与江談候旨

内話いたし置

聞く、七月中より、英にてはサトウ、払之軍艦共

二隻蝦夷地に到れり、其趣意は人二不語

といへとも、魯人既ニサ、ヤ近辺迄在往し、

医師を置きて、我邦人ニ到る迄治療を加へ、撫

育を専らとす、測る英払大二驚く処に(公)

あるかことしと、亦魯は米人に結ふ、近頃米

人奥州之地探索とし行きし者あり、我邦

人に粉せり、暫らく奥越之地形勢戦

争を目撃し帰りしか、政府二捕られたり

大老 播磨姫路藩も (5) 酒井忠績(もと (4) 播磨姫路藩士

155

昨夜、一本松秋月家之屋敷江似官軍五十

人計潜伏、多く町人也と、 官兵取押、十壱二人殺

害せらる

内田恒より手紙頼ミ候杉田之事、并三千俵(ユ)

(1) 内田恒次郎

(2) 杉田玄端

之一件、幕等御渡之旨、長谷川氏之伝言申越、

且銚子口にて難船上陸之者五百人程、 江戸

江帰府風聞申越、赤松大三郎は船

に乗らす引残たりと云

当月三日、若山落城、仙台伏罪、庄(祭)

内江は西郷吉之助先鋒討入ると云

八日

○登営 移住之事催促、諸官を督責す

奥金花山・松島ニ滞泊、 阿州侯より以山岡氏御談、軍艦二・三隻

何とか所置可有之

哉、 且銚子江上岸之者等同断之旨也

出営 移住之者御世話之儀督責、諸官

(3) 赤松則良(軍艦

役並)

九日

在宅、是は阿州侯より以山岡、開陽・回天・今朝、三賀保丸難船上岸之者呼寄方談置、

蟠龍之船々金花山・松島辺江漂着いたし

居るを以て、一書可遣積

大崎氏、牛込辺之住庵原某、脱走説諭

いたし居る者、種々之説も有之由、心附可申と云

本日御雇蒸気船にて駿行之所、

○平岡四郎、

船不来、陸路早にて出立と云

奥州瓦解ニ付、府下種々之説あり、有志之者

捨殺にせしは 君上之誤抔、過激江遊説

する者不少、官吏を罵、 府政を悪口

し、扇動者隠二小事を企む者多し、且

駿府江移住さすへきを妨け、扇動狂惑

する、官吏輩有り、可悪輩也中にも之

十日

○岡田斧五郎来る、銚子難破船上岸之者共、水

○杉本鈔次郎、開陽江使すへき旨申聞、承伏す所にて説得、御預之事委任すへき旨談す

○山岡氏を以て、昨日阿州侯江申立取扱相伺、御同人

良と称され可取計旨、

且印章并廻船之事

相願

○房州上岸之者等、土浦出勢ニ降たりし者四十人

計

他は筑波辺江散乱と云、頭取多賀上総・伊

並

(3) 駿府藩軍艦役

(2) 駿府藩目付

館へ脱走 (4) もと銃隊頭

(1) 徳川慶喜

場八郎也

○一翁より来翰、 云、 蟠龍・咸臨之二船、 清水江着陸、

兵三百人計、皆大低大弱、り 脱走之勢無し、 一
成
は
大

破、 蟠も小損、三好大膳出立二付、 蟠龍松岡

頭並

蟠龍艦長)

(6) 松岡盤吉(軍艦

江一書差遣す、 且厳敷御止メ置可然旨申遣

勝木生帰府二付来訪

十日日

土屋金六郎江両掛壱荷為持遣す、金三両渡

山岡氏来訪、今夕肥後侯江謁し、開陽江可遣

手続等取極る旨相談、且同人江頼ミ清水港江二隻

漂着旨申立る

十二日

肥後侯小子江面会すへき間、明夕可参旨也

勝木生来る、横川氏之心裡申聞、 近々面会すへ

く旨答置く、且彦藩之説内話あり、 後₁₀ 音

(7) 軍事掛附

知事)のこと 美(議定·軍務官副

府会計局権判事·鎮 (9) 横川源蔵(鎮将

将府巡察使 彦根藩

県知事 (10) 大音厚龍(岩鼻 彦根藩出

(8) 細川(長岡) 護

159

龍太郎之説も委細内話す

十三日

白戸石介駿河より返り来る、駿州之諸官因循私

営而已二盛にて、一事埒明すと聞く

杉本鈔次郎、肥後藩二陪し開陽江可為使旨談、

路費五拾両遣す、山田清五郎同道之積

此夜肥後侯江参上、寡君御宥免之事二付申延事

あり、其他天下之大勢を論す、小拙駿行は暫

く見合、万事尽力すへく、左無く候ては同侯尽

力も被致旨也

十四日

杉本江、明朝肥後邸参、同藩開陽江可使す旨と共に

一書遣す 山岡氏途中ニ而帰宅

蟠龍清水江着二付、 惣督府より富士其他御差

出、肥後侯之尽力齟齬す、因て以早打一書

(3)徳川慶喜 電艦役並見習 八月

(2) 山田昌邦(もと

(1) 駿府藩大目付

藤田や藤右衛門 河原町新通

旨駕籠之者立帰、

文到来

仮寓

御母様道中御障少も無く、

駿府江九日御着

福田鳴鶩来訪、

浜口梧陵江戸江来ると云(6)

江認メ、長谷川又市差遣す

可遣旨二付、

其転末并進退等中老并船主

方

十五日

勝木生、明午後横川源蔵江可尋約す

山田清五郎、肥後侯之御談ニ付、杉本と共ニ奥

官兵二被取押旨同人父来り告之、即刻肥後侯 州江可差遣、今朝同邸江可参旨達候所、昨夜

邸江差遣、浅井新九郎江転末可話旨相示す

○山岡氏、中条氏之事ニ付内話、駿府江事情可申

遣旨約す

十六日

村上俊五郎明朝出立二付、一翁殿并中老衆江一書、(三)

州藩に出仕 賀藩に出仕 (6) 紀州の商人 紀 (5) 江戸の書肆

(4) 軍事掛附

加

(7) 勝信子(海舟の

(8) 山田忠五郎

(9) 肥後藩士

(10) 中条金之助(精

舟の食客 (11) もと浪士組 海 無之旨也 御一代改元 一代改元

中条之事、其他之議申遣す、并宅状、俊江餞

別千疋為持遣す

安藤文沢来る 杉本鈔次郎来る、肥後藩島

田治平同道にて明朝出立之旨、且稽古人某

同道之話あり、悉く承知す、山田之事、浅井氏

呑込周旋いたし候旨也 浜口氏

此大坂并勢州艦数隻到り、攻撃之風聞(マトン)

紛々、亦大坂江通航シ九州江二隻計到ると

十七日

云説あり

駿府より来翰、蟠龍艦説得之所、十一日朝出帆、

咸臨は帆柱折れ、去る不能、乗組も承伏と云、

して是を止むる不能、是のミならす百事皆 蟠龍江遣ハせし我か書翰不達、諸官因循

是二類、我輩尽力なす時は側より壊る、また

如何せむ、大低駿地之諸官小成二安し、旧弊

に馴れて身を致す者なし

清水領御預ケ之事ニ付、俗吏平岡庄七輩、確堂

殿之庶子を以て一家を建てむし、清水家之小

臣を激し、其筋ニ遊説して、頗る 鎮将府之

思召二違ひ、且我か輩の申立る所に逆ふ、是等

大を知らす小を見て私利を先し、災害の生する

を察せす、亦可憐

十八日

○肥後浅井新九郎ヲ以て、蟠龍之転末并脱走

之者潛二帰府、甚不行届段申延

清水小普請之者申立之儀二付、内建言

○後宮御用度之儀ニ付、中老江大略を話す、且

土岐月堂 肥藩中島純次郎 白杉新平

十九日

(1) 駿府藩目付

大目付) 土岐頼旨(もと

駿府江 後宮之事并惣体之議申遣す

中島純次郎 白杉新平 土岐主膳

以山岡、 明日阿州侯江清水小普請六百人之事

内談

富士川船橋事、 旧式にては縄計壱万両程と

云ゆへを以て、小拙之愚考、 且其装置を申す

杉浦八郎五郎、早にて来る

廿日

本日、佐倉江船橋之事命シ、軍艦頭二願ふ、 明

朝出立之積

去ル十八日、清水港ニ而咸臨船江富士・飛龍其

他一隻にて発炮、乗組は上陸、 慎中ゆへ応炮

無之、官兵船江乗込旨、長谷川帰り申聞る

○御発輦廿日之旨、 両日前御布告

○甲州之者潜シ来り、其他不穏を可生旨

(3) 駿府藩目付

(教府藩海軍学校頭(4) 佐々倉桐太郎

事掛附) (5) 長谷川又市(軍

(1) 土岐月堂

(2) 蜂須賀茂韶

阿波藩主)

八郎より承る、鎮撫説得同人江談す

○米国三郎より来り居し書状、英之助父江渡す

○英国サトウより来翰(8)

廿一日 忠蔵・友吉駿府より帰宅

館日本書記官

庄内藩士 海舟門下) (7) 高木三郎(出羽

(8) イギリス公使

藩陸軍頭並)

(6) 井上八郎(駿府

○一翁江、後宮之御事其他之事申遣す

○駿州より早追にて御目付来る、咸臨船を取

風聞にては、春山弁蔵刃傷ニ及ひ切害ニ逢ふ、巻たる官兵、肥前・土佐・柳川藩士甚手荒く、

(空)(トアト) 経雄殿・目付等散々被罵、既二害二逢ハむ

とするの勢也と、是去月已来脱艦を差置、御

届も遅々、亦修覆二取掛等、其他種々不都合

を御咎め有之と云、嗚呼、諸役因循、身を不致

して私営二苦、我輩百方寛典を乞ふといへ共

内破如斯、また如何せむ

酒井閑亭より清水使として来る、廿三日出立と、所持(江) (22)

九副長 (9) 軍艦役並 咸臨

駿府藩中老)

(12) 志水三九郎

大老 播磨姫路藩も(11) 酒井忠績(もと

165

之刀譲受く ○杉田より文通、被 召出御免済

○乙骨絅二、今日横浜江行く旨申参る

廿二日

月堂老人 久能之話有之

○乙骨太郎乙来ル、片山并造酒之事歎願す(4) (5) (6)

○唐津藩士 ○河野左門殿急御用にて着ニ付、出営可致旨申越ス(ラ) (ママ) 来る、一身之進退困迫、

脱走すへき

歟如何と云、不可然之道理を以て説諭す、大低退 歴

服す ○石井鎌吉御手当金一両壱朱立替遣ス (※)

世三日

英人明日可参旨聞合有之

河野左門、 阿州侯江咸臨丸之事所置不都合恐入

之為参上 ○後宮之事ニ付建議、猶駿府江罷越

建白すへしと云

横川源蔵を訪ふ、外国之所置大意を説く

廿四日

外金子借用之事を談す

(3) 土岐月堂

(4) 駿府藩陸軍御

用取扱 府藩陸軍御用取扱) (5) 片山直太郎(駿

(8) もと軍事掛附

(7) 駿府藩中老

(6) 中根造酒次郎

権判事 (9) 鎮将府会計局 扱・洋学教師) 駿府藩陸軍御用取 (1) 杉田玄端(蘭医

亘 乙骨太郎乙の弟 (2) 上田絅二(乙骨

英之サトウ・ミツトボルト氏来訪

廿五日 横川江蚊鳴余言借し遣す

〇米国江書状、定次郎江頼差出す

○中島純次郎、右京亮殿口上にて、一両日面談すへき(ミン)を

旨申越す

重復

○此頃、小吏讒説を四方ニ放ち、内破を生せしむる

の風聞あり、田安殿并確堂殿・阿州侯、(5) 明日

殿并阿州侯、 或は聞、確堂

会、我か官吏 田安殿江御集

御会集、我有司之所置御内議ありと聞く、

此事一朝にして説くへからす、角を繞めて牛

せらる」と 之黜渉を議

を損ふの意也

井八郎、源十郎江御褒金少々被遣度事、

三、笥箪壱、

廿六日

不和之事、其他種々之内話

遺す メ十三箇 菰包八ツ

市川屋船便

三両三分 弐朱八十銭

> 梅田邦之助脱走取締之事申聞る(エン) (国之輔) ○仙石正九郎

来る、同人子息并組下、水戸江御預之事御所置歎願

(4) 田安慶頼(田安

美作津山藩前藩主) (15) 松平確堂(斉民

(16) 井上八郎

附 17 駿府藩幹事役

167

美(議定·軍務官副

知己)

(12) 肥後藩士

(13) 細川(長岡)護

浜在住 竹口信義の

(11) 本多貞次郎(横

書記官)

ド(イギリス公使館

(10) ミットフォー

家当主)

警衛 薩長にて

手代木直右衛門

軍事方秋月貞次郎 用人富川某

浜口興右衛門、有泉弟之事歎願す(1)

廿七日

駿府一翁より来状、船橋も堅牢、 速二出来之

旨、 桐太郎よりも書状

廿八日 雨天 攻る者不来、少閑処稀近日也

服部使横山啓三弐百金持参、万屋江返金之

但預り置品々渡し遣す

廿九日

十月朔日

勝木氏、去ル九月廿二日若山開城 (密)

板垣退助

米沢人之取扱にて、会藩降伏、謝罪を乞ふ者

薩(9)

三条公軍曹(ママ) 山県小太郎

会賊父子、滝沢村妙国寺にて謹慎蟄居、随従弐十人

(4) 服部綾雄

(3) 佐々倉桐太郎

薩摩藩士) (6) 奥羽追討白河

羽追討白河口参謀

(5) 伊地知正治(奥

口参謀 土佐藩士 (7) 三条実美(輔相

(8) 豊後岡藩士

征討軍軍監 薩摩藩 (9) 桐野利秋(会津

(10) 松平容保と世

(2) 有泉敬之丞か (1) 駿府藩軍艦役

被差免、 家中之者交代も不苦

○兵隊之向は、 廿三日、猪苗代・若松迄之内村里にて蟄居

○城中に居る婦女子之向は、行方勝手次第、住居構無シ

○是迄三千人計籠城、三十日日夜之炮発、

五百人死傷、

殆困苦ニ及ひ、辛ふして降伏之意を官兵ニ通すと

○越後江出居る脱兵、庄内を頼て勢強し、秋田江迫り

居る由、若松城は加・越・信州大名二任セ預ケ之上、若松

在陣之分は、庄内江向き出張可成哉難計と

○前件父子并家中之向江は、壱人前米五合并塩噌

等被下之由

○父子并家中初め、手廻り道具は持参不苦と云 右九月廿二日出にて、彦藩松宮角左衛門・内山治

右衛門より申来る

○江戸脱兵、 仙台にて同藩人説得中也仙台は降伏也

○阿部養浩、

去ル廿一日二本松二於て降伏、寺二蟄居

相成候事 御高帳御渡 救村

○日光之宮并唐津は仙台ニ居、同藩より如何取計(ニ)

可申哉之旨、官兵江伺中と云

日

中島純次郎、明夕可参旨申越

三日

肥後侯江参上、奥羽鎮撫可成、庄内も謝罪状

差出す、然る二文義不敬ゆへ御差戻と云

水戸朝比奈・市川之徒并脱兵等千五百程、水戸

城二取掛、内応も出来、落城二可及哉と聞く

四日

大久保氏江一封、返事、明朝可参旨也(6)

中島純次郎、水府之事は城ニは不入、弘道館

江賊徒入込む所、被焼討散乱と云

五日

大久保氏江参ス、前上様御宥免之事、

(4)朝比奈弥太郎

(5) 市川三左衛門

(同

与 薩摩藩士) (6) 大久保利通(参

170

法親王

(1)輪王寺宮公現

(2) 小笠原長行(も

と老中 肥前唐津藩

世子)

(3) 肥後藩士

領地、 城主を除き、速ニ御渡被下度事、

清水小普請之御所置之事、 其他之瑣事申立る

六日

七日

八日

此夜深更迄、 御雇蒸気船乗組之事ニ付奔走

九日

昨日、 肥後侯より、駿府江立帰出立ニ候ハ、可申立事共

書を以て答ふ、三・遠・駿城地追々一・二ヶ所二いたし、 内々承置可申旨、 中島純次郎を以て御申越有之、ヶ条

跡

は陣屋ニ可致事、清水小普請之進退并引残移

ヶ条也 白戸石介、 住之取纏方 ○芝・上野廟所之所置 ○其他両三

十日

御雇船不都合ニ付云々申越す

(7) 駿府藩大目付

壱両弐分 神屋川定役江 吉見江千疋

士二日

蒸気船江乗組

 十一日
 乙骨江頼ミ、米利堅忰方江一封、リントウ氏江

拾両 乙骨絅二江

駿府着 上様江拝趨、春已来之情実、御跡

々之転末、当時之形勢、其他言上

十三日

登城 当今之形勢、御家臣無禄之御所置、

後宮江千俵御進献、其外之事共建言

上様より御下御膳拝領

十四日

陸軍之事并沼津之御所置等申立

十五日

江尻江出張、藤沢江面談(5)

十六日 風邪引

十七日

商会会主

(4) 徳川家達

陸軍副総裁 十一月 (5) 藤沢次謙(もと

取扱となる) 駿府藩陸軍御用重立

172

(3) 横浜リンドウ(2) 勝小鹿 二 乙骨太郎乙の弟) (1) 乙骨亘(上田絅

小鹿村並行く		六 荷 素 ラ 素 ラ 解	白戸江過日之				借受	きそ、そ な会津降伏状				
一昨東京より申越すせて日会津江脱走之者等百六十人計御預之旨、	山岡氏、本日の御目見こ付、昨之出立今日と成る	廿六日	廿五日 山岡氏東帰、一書を大久保氏江寄す、御領地	廿四日	益満宗之助	廿三日 上様東京為何 天機、御出之事決す	江写真一葉届方頼ミ 山岡氏江戸より来る (6)	廿二日 千田生、会津引払、国元江参り候趣にて来訪、西郷	廿日	廿日	十九日	十八日
			(7) 大久保利通			灌車 事名)	(6) 山岡鉄舟(駿府					

吉川より荷物

加藤平内已下 百七十人着船

十四箱取寄 廿九日

東府ニ於て清水・片桐之輩御免之旨

晦日

泉州より文通

伴鉄太郎、ブリソーレ一巻借遣す

上様東京江御発駕

十一月朔日

日日

三日

小松帯刀殿江一書を送る、加藤弘蔵・津田真一郎(6)

召たる事二付て也

四日

六日

五日

聞く、東京を我か発せしは先月十一日也、東本願

寺江寄り、移住之者等と同船す、其跡江官兵三

府山原村名主) (1) 吉川東一郎(駿 (2) 片桐省介(東京

府権判府事) (3) 織田信重(駿府

藩中老) (4) 加藤泰壮(もと

歩兵頭並 会津降伏

(5) もと軍艦頭

(6)参与·外国官

副知事 薩摩藩士 藩大目付 十月新政 (7) 加藤弘之(駿府

府に出仕)

藩大目付) (8) 津田真道(駿府

十人計来り、我を探索す、云、我か建言悉く虚

言而已、ゆへに召捕為也と、本日此事を或人二聞く、

既二上官は是を知れとも我に告けす、

前上様之御説には、我か一策にて官兵ニ頼み、斯(w)

成さしめたるものならむ云々、嗚呼、当春已来、我

か微力を奮て今日ニ到れり、人心之頼ミ難き、千

古一轍大切之下、久しく立かたし、永歎して致

仕之念益甚たし

八日 無禄之者御扶助之事、十万包配当之事

等所存申述む

九日

○俸金四ヶ月分百九拾四両、

道中入用拾三両受取

東京より、脱艦於箱館乱妨ニ付、御譴責

御書付出る、 但一翁・小拙両人急速出府可致

旨御沙汰、即夜上登

十日

道中入用拾三両計

(8) 徳川慶喜

金五両恵ム

浜武慎助 帰府、来訪

> 十一日 払暁着、 直二田安館江出殿

十二日午後登城

来訪

佐藤与之助

勝木生来ル、

坊城殿、箱館表之儀、精々尽力可致、猶被仰付

へく儀も有之趣御達

阿州侯・宇和島侯江拝謁、我か家万事不行(3)

届并我か輩微力、何事も齟齬而已生、慚愧

之至之旨申述

十三日

大久保氏江尋問、我か実情を内話し、且見込之

殿下江可参旨之談り、夕刻公館江拝趨、殿公(6) 趣申立へく哉と答、然る二御同人甚厚意、今夕

甚御誠実之御識量ニ感服し、 心裡を歎願す、

公は実二敬服すへき美質之御方と奉伺、深

後宮之事、老寡君之事、戮力同心為(②) 夜迄酒食を賜ハり、御真率二 仰を蒙る

宇和島藩主) 定 ·外国官知事 (4) 伊達宗城(議定 阿波藩主) 伊予

(3)蜂須賀茂韶(議

(5) 肥後藩足軽 海

(6) 岩倉具視(議定

·輔相)

家茂夫人) 内親王 (和宮 徳川 (7) 静寛院宮親子

(8) 徳川慶喜

官弁事)か

(2) 坊城俊政(行政

海舟門下

(1) もと鉄砲奉行

今日、安部邦 早にて来る 岩崎豊太夫、 公儀人二而来る 之助、早にて来ル 昨、松平甚兵衛 第

十四日 松平江頼ミ、宅状差出す

皇国二力を用ゆへき等、其大綱也

大久保氏江行く、歎願下案、内相談、 明朝差出可

然旨也 ○夕刻加筆、御後見之名にて、 明朝早々

府藩陸軍御用重立取

(10) 阿部邦之助(駿

(9) 駿府藩目付

可差出文通有之、夜二大久保一翁子方江申遣

す

十五日

下国東一郎 松前家老

動ありし転末 来る、家之変

本日歎願書御名 差出、夕刻大久保氏再ひ

点削、至急認直、 御引返進達すへき旨内

告あり、関口を以て即刻進達

伊達五郎二田館にて面会、我か恭順始終

一貫之大意を内話す

十六日 休日

大崎弥生云、 昨紀邸斎藤政右衛門旧宅借受**、** 々取

済せ候間、 一両日引移可申旨也

(11) 松平確堂

藩公用人) (12) 関口隆吉(駿府

藩執政 陸奥宗光の (13) 伊達宗興(紀州

(4) 田安慶頼邸

(16) 紀州藩参政(15) 大崎弥一郎

177

杉浦常江 五両遣ス

廿日

目録遣ス

其他 竹內半介 紀藩

十九日

明朝三条殿下江参上可致旨、御同人御内太田源二

より田安館江書通あり

廿日

三条殿江拝謁、当節願之旨意并見込御尋有

之、 無腹臟言上

世二日

紀邸借家一見

青木弥太郎·桜井庄兵衛来訪

本日、 西内弁事衆より召あり、未之刻参朝、

十八日 十七日 亀之助、従三位中将ニ御拝任有之 下国・佐藤来訪 動を聞て也、帰後二悔と云

此夜、米利堅より富田・高木両人帰国、々元之変(4) (5)

奥仙台藩士 海舟門

(4) 富田鉄之助(陸

(6) 武内孫介(紀州 庄内藩士 海舟門下) (5) 高木三郎(出羽

藩士)

(7) 駿府藩目付

(3) 徳川家達 (2) 佐藤与之助か (1) 下国東七郎(松

町田江三両遣ス 箱館追討可被命願意、 三条殿下御逢、 御懇之御意御内告、民部太輔殿⁽⁸⁾ 御沙汰に不可及旨也

五日水戸藩主となる)

(8) 徳川昭武(二十

世三日

大久保氏江小拙駿府江立帰り罷越、 朝廷之御趣意、

且諸士江之示方いたし度、十日程御暇願度内談、 書

通可然、 表向願可申、且明夕岩倉様御逢之

廿四日

寺島陶蔵子

本日、 岩倉様江参館、 御懇切之御話を蒙る

○英サトウより文通、可来訪旨也

廿五日

申越ス

承知之旨 手継頼む、 富田米行之 江文通、高木・

本日、 駿府表江十五日之御暇願差出、 同夕御下ケ札、

金を賜ハる 以思召二百

廿六日

十日之間御免被仰渡

土州公儀人毛利恭助、 米藩宮島誠一郎·木下

預ケ置 諸入用三十金 於元江引移并

(9) 岩倉具視

川県知事 生 (10) 寺島宗則(神奈 薩摩藩

羽米沢藩士)の変名 (11) 片山仁一郎(出

三平来訪

明日、 佐藤江託シ、大久保氏迄後宮之表奥役々俸金

并御入用之事、岩倉殿下江言上

〇昨夕十日之御暇被下旨二付、 即夜出立

廿七日 箱根山中畑江一泊 廿八日 沼津二而安部邦之助江御(阿)

道中入用

拾壱両計

趣旨之処厚く申談、深更帰宅

廿九日

忠蔵江弐両 遣之者江三両、

高台寺江参上、拝謁、 ^(宝台院) 岩倉殿・三条殿等之厚旨并

朝廷向之事共言上

宅江

賄料五拾両渡ス

晦日 此頃、

| 「大きさらけん」 | 実を守りて、民俗化育せしむるに在る敷| | すとも、不解所也、我は唯誠| 天下之大勢日に転し、月二変す、諸官輩弁

東京之情実を申す

勘定所江、

小鹿留学之金五百両東京江為替相頼む

三日 出 立

> 藩執政 四月斬刑) (1) 鈴木重矩(水戸

> > 180

十二月朔日

登城、

昨日、

水戸之鈴木

石見、於当国

水人二被召捕と云

日日 登城

[≥]四日、三島一泊

四日

平塚一泊

米国江遺す分也

内談、且岩倉殿厚キ思召を承る

御書付出る

水戸之興津蔵人江箱館表之事

江渡す 小判廿五枚受取、 二、甲州金弐、 吉兵衛より大判 昨日有之 奥羽之御所置、 米代五両、於元 五日 十二日 十一日 十日 早天、岩倉殿江参館、箱館并 九日 八日 七日 六日 を話す 罷出ス、明朝岩倉殿江可参館旨也 帰府 翁殿御用済二付御暇出、小拙御用有之、滯京可致 為替金五百両受取 西城江可参朝旨、 高木·富田横浜江行、 御届差出、 高木米国行ニ付、五百両渡ス 上京之事、且当節困弊之情実等言上 吉兵衛江反物代拾両、甲金代三両渡ス 一翁殿来訪、水戸御家老、箱館之事内談 田館江出勤、駿府之情実 弁事衆より御達、 御印章野口より受取 宮様御 即刻

(2) 静寛院宮

(3) 大久保一翁(駿

政に復帰 (4) 三月水戸藩執

芝龍華院 仙台主蟄居

仙台楽兵隊長星恂太郎と云、富田世話いたし(額)

遺候者、太童を以て可説と聞く

之処

有之 共、御上京後は 言可致御内告 三条殿江建 あり、内外之事

岩殿下之命

富田鉄之助、明日横浜江出立、米行再度之積也

十三日 一翁子江転末ヲ云、不在、不能面会

岩輔相之御内人名和緩来訪、英払蘭之三ヶ国格外

中立を解く御談、承引周旋之旨書翰御内示、且英払

箱館ニ在る者ニ介し、脱艦之徒書翰差出、

二国之軍艦、

不御受取不相成といへとも、 暫時御借受御内示有之

明日参館之旨御答 夜二入、明払暁横浜江御

出張、 十五日御乗船拝謁、 無御余暇旨緩氏より

申来る

十四日

十五日

静閑院宮様御上京ニ付ては、万事(霓) 朝廷二而御賄被成下、

且天璋院様江三千両御送り被下、至厚之御趣意:

仙台藩主) 奥仙台藩士) (3) 大童信太夫(陸 (4) 岩倉具視 (2) 伊達慶邦(陸奥

出身) (5) 名和道一(周防

子 (6) 徳川家定室敬 榎本脱走軍に合流

(1) 陸奥仙台藩士

岩倉殿深情ニ出つ

十六日

増上寺役僧念達老来る、御霊屋之事ニ付内願

等有之 箱館之官吏宮地正庵子来訪

より逮捕、投獄

(7) もと軍事掛手

七月新政府軍に

究迫ニ付五十両 免有之、来訪、

信太歌之助御赦

十七日 明十八日巳之刻参朝可致御達有之、十八日

参朝 三条殿より、脱走者等英払ニ頼ミ差出候(窓)

歎願書御差戻、且岩倉殿より、両国公使江右ニ付被遣

被仰下 候御書翰写、為心得御渡、猶遠・三替地御渡之事、懇々 容堂殿并木戸氏江面謁、近日可参(9)

江面会、山岡之話 事池田徳太郎

芸藩権弁

二因て也

旨也

十九日

/芝之役者念達老江書状遣ス高木・富田、

廿日

に為持遣ス 願書、関口氏 水戸家江歎

福田繁叟来訪

関口艮輔、 水府家老興津蔵人歎願書受取、

御趣旨并宗家之意至極承伏、速二民部殿江相

(8) 三条実美(輔相 · 鎮将)

(9) もと浪士組 芸

州藩士

·議事体裁取調方総 (10) 山内容堂(議定 土佐藩前藩主)

長州藩士) (11) 木戸孝允(参与

御作事御用達 吉兵衛話 林田小右衛門 麻布十番

廿二日

紅葉山御霊屋取壊之事相談

廿日日 通可申旨答いたし候趣

山岡氏・関口氏・水沢来訪謹慎人之事ニ付て也

堀口氏来訪

世三日 岩崎籏之介

華岡恭蔵、上書致度旨申聞く

両人来訪

遠藤久三郎

仙台家老

廿六日 河野氏より芝江之達写来る 廿五日

前田江頼、

内田より届物駿府江遣す

廿四日

不快引

両日雷雨

廿七日

芝役者念達来訪 水沢江届物頼ミ遣す、今夜

出立之旨 脱走謹ミ之者御免相成ると云

廿八日

山岡・

関口来訪

河野江林田之事申談

藩幹事役附属) (1) 水沢主水(駿府

伝習所聴講生

(2) もと長崎海軍

(3) 大條宗亮 (4) 仙台藩士 文七

郎(允信)の誤りか

(5) 前田五左衛門

(6) 河野左門(駿府 (駿府藩目付介)か

184

袖ヶ崎屋敷預甚左衛門江、 当年々貢拾両と百銭渡ス

廿九日 所々江附届物遣す

己巳二年正月元日

日日

三日

勢ありて、其論 互ニ特角之 三先生之門弟、

一定せす、国

四日

林三郎来訪

中紛々たり

英人サトウ氏・アレキサンテル氏来訪、サトウ氏当

十五・六日頃帰国、二年にして再渡之話あり

五日

外国館より即刻出勤可致旨御達、 、同頭町田

寺町横死 小楠先生於 当節、横井

十日承之

并海岸火灯之談有之、大略を答ふ 民部殿二面会、下之関戦争償金之転末

六日 華岡恭蔵

七日

八日 山岡·関口氏来訪

薩^②説紛々 順 順 戦争之浮 肥後·肥前 此頃薩と

> 使番幹事役附属) (9) 林惟純(駿府藩

肥後藩出身)

(8) 横井小楠(参与

応三年死去) 藩校時習館訓導 (7) 木下犀潭(肥後

慶

訳官) (10) アレキサン (10) アレキサン

官判事 薩摩藩士) (11) 町田久成(外国

藩主 (12) 島津忠義(薩摩

ありと云 館江下らんとする 国船に便して箱 肥後之士等、外 此度東征之諸 種々の説あり、 廿一日帰国、 同士撃有り 小する事ニ付 家之禄を剥 薩州にて大 者難破、死傷 有て、避けたる 御評義と云、此故 家江御賞之事 立事一日、ゆへに 御着輦に先 に同家見る所 十七日 十五日 九日 十日 十六日 十四日 十二日 十一日 十三日 出勤 戸川平右衛門殿来訪、駿州無事之趣承之 駿府より中老衆江来状、云、遠州地三拾万石余御渡有之と云 外国局より速刻可罷出旨申来る、町田五位江引合、 山内容堂殿より芝山内照定院江可参旨ニ付、 下之関之償金一件并火灯之事一話 誠一郎·卯三郎来訪 勝木生·誠一子来訪 於駿府、浜松已下之奉行数人被命 駿府江書状差出大久保氏‧桜井并宅状 出張

門ら二百数十人

(4) 寺尾九郎左衛

(6) 大久保一翁

藩中老)

(5) 戸川安愛(駿府

穂屋 西洋道具商)か(2)清水卯三郎(瑞

(3) 町田久成

(1) 宮島誠一郎か

被命、不服ヲ云 事議事掛 刑法官権判 真一郎、今日 御東輦之説 上弐百軒計と云 あり、引移堂 三月下旬 石川如水 榎本森之助 十九日 廿日 十八日 ○福田繁叟・加州藩壱人来訪 候間、 駿州より手島正助、同志十一人引連来る、心事界 大言爰ニ示と云 仁間家職両人来、 委細承之 上地方可然と云、此事仙藩笠原中務江即刻申遣す 岡本清一郎来訪、袖ヶ崎屋敷、仙台江差戻、仙台より 知県事附吏岡本清一郎来訪、 山岡氏、 竹村武助来訪、 此処江知県局御建可有之由也 御渡願度旨 函館にて榎本狂気ニ類せりと云説あり 上田絅二身分之事申聞る 佩刀、 渋谷紀邸之立木御払之事話ス 聞く、小田井蔵太我か書翰あり云々、 夜手島之使来る 仙台二而差出置候分、 卯三郎来ル 袖ヶ崎屋敷之儀 御赦免二相成 藩大目付 十八日刑 脱走軍総裁 海軍副総裁 (7) 榎本武揚(もと 須賀奉行支配割付) 法官権判事となる) (11) もと彰義隊頭 (8) 津田真道(駿府 (9) 陸奥仙台藩士 (10) 乙骨亘(遠州横

廿一日

定例 聞く、京摂家々、長谷川善歟、割腹不死

横浜之関門守無頼、金銭を貪る甚敷と云、 是

我か旧藩、

手島昇助於紀邸可用旨、 岡田清右衛門受合と云、

金拾両借遣す

世二日

布施十兵衛より 十両家作料

秋月右京亮殿江呈一書、津田御雇之事也、返書(2)

来る、真一刑法官権判事議事兼勤被仰渡◇

世三日 駿府より書状来る、無別条

石川如水・榎本森之助、佩刀之事申立、貧究ニ付拾両遣ス(寧)

字津野・三好江佩刀并御所置之事談す

廿四日 中老より、紅葉山之事ニ付一封見込書来る

廿五日 佐久間鐇五郎、 紅葉山御宮引移之見込書中老江返ス

金具出来之旨申聞ル

(1) 紀州藩士

鍋藩世子) 官下局議長 日向高

(2) 秋月種樹(議政

(3) 津田真道

(4) 宇都野正安(駿

(5) 三好大膳(同)

府藩目付)

府藩用人) (6) 佐久間信義(駿

188

廿六日

伊勢屋清七・卯三郎来訪

団源次郎来ル、

開

授手伝並

(7) もと開成所教

成局江出役いたし度旨也

廿七日

岩⑧此頃

御退隠と云、

河野左門殿・戸川平右衛門殿来訪、戸川氏明日(年)

帰駿、 因て中老江一書を呈す、并宅共

廿八日

難決、或は 云、其説紛々、 にて御逝去と 或は卒病

佐藤与より書状来る、云、当廿日薩長土肥前

之四藩、其領国を献納せりと

其云ふ所不

不合故と、皆

三条殿と御説

廿九日 駿河江無禄引移方、跡々手都合申遣ス

晦日 御召招之事相願

山岡氏来訪、

御再

臨四月と云

万兵・加山道太郎・宮島誠一・池田新次郎来訪(空) (三)

勝木生来ル、 岡本清一郎袖ヶ崎屋敷引

受二出張之旨申聞る 駿府より届物、天文方足立

定

日輔相を辞職

(8) 岩倉具視(十七

月大坂府兵局御用掛 となる)

(9) 佐藤与之助(二

万屋兵四郎 (10) 福田敬業(鳴鶩 加賀藩

(11) 香山永隆(もと

公用人)

軍艦役) (12) 出羽米沢藩士

諸払廿五両計 米屋并渡物

左内持参、 移住願済、 生活之道難立之旨申聞る居宅出来之所、遠州江引移候而は

二月朔日

関口子、 唯今より駿府江出立と云、中老江伝言頼ミ遣ス

日日

遠藤久三郎江、 袖ヶ崎屋敷年貢納受取書差遣ス

三日

団源次郎

四日

公用方鈴木半輔、 御城出入之印鑑札返納

杉浦兵庫·牧野鋭橘藩三島宗右衛門来訪(3) (4)

鵜殿団次郎 病死と云

五日

香山道太郎江阿部邦迄之書翰認遣す

伊勢喜同藩会社之儀ニ付、小森幸兵衛江一同頼たる

电 右等平岡・小栗江頼遣す(7) (8)

七日袖ヶ崎之年貢拾両、 仙台より返弁

大垣献地

六日

(2) 杉浦誠(駿府藩

月九日死去

藩士

(1) もと目付 長岡 明治元年十二

公議人)

長岡藩主) (3) 牧野忠毅(越後

(4) 三島億二郎(越

後長岡藩士)

(5) 阿部邦之助(陸

津奉行) 軍御用重立取扱·沼

(6) 竹口信義(江戸 深川の商人 竹川竹

(7) 平岡準(駿府藩

斎の実弟)

藩郡奉行兼勘定頭) (8) 小栗尚助(駿府 勘定頭)

到来 当分先其侭 米国之林檎 アレキサンテルより

日君侯帰国、

改革之手順如何して可らむ哉と答

山岡·柴田東五郎

米藩宮島・小川源太郎来訪、

明後

中島錥二郎 竹内兼三郎 小田切兼五郎 手島昇介

高橋政太郎 武井猪三郎

内田徳蔵

山県栄次郎

加茂宮三蔵

原沢楠五郎 望月安太郎

九日

卯三郎来訪

七日

植村釗八郎家臣深沢善司来訪印

高取藩主)

米沢藩主)

(9) 上杉茂憲(出羽

(10) 植村家壺(大和

岡田清右衛門江、手島昇助之事ニ付礼申遣ス、同人明後日

伊勢江出立之旨申聞る

八日 石井釜吉・神山忠次郎、二等勤番組被申附旨達有之(エ)

駿河一翁より手紙参り、別ニ替りたる事無之、河野より書付

今日、当邸江諸局引移之旨、宇津野より申越ス

十日 河野殿江書付願返ス

十日

布施十兵衛より手紙、家作料当月十五両、跡は来月迄延引いたし呉候様申越、承知を以て答ふ

杉浦兵庫

十一日 妻木務、上方より帰府ニ付文通 上野墓所地御渡可相成旨御達有之

> 大目付) (13) 河田熙(駿府藩 (11) (12) もと軍事

(14) 清水卯三郎

藩公議人) (15) 妻木頼矩(駿府

十二日 佐藤より、四家并其他之建言書写差越

妻木務来訪 華岡恭蔵

士三日

河野殿、駿府江一封さし出 杉浦兵庫献地之事、諸家建言書写為持遣す

中井脩輔来訪、佐渡之仕末之話有之

十四日

杉浦 十五日 十六日

雨森

十八日 十九日 此八・九日不快、平臥

廿日 前橋岩倉弥右衛門、近日尋訪頼度旨、主人口上(②)

河より来る 小鹿之書状、

駿

十七日

廿一日

アレキサンテル子来訪

廿二日

三両遣す 山本徳次郎江

○河野氏来訪、 山岡氏近日不快と聞く林右近之事、清水小普請之事御相談

世三日 \triangle 信太歌来訪

○内田恒次郎・中山脩輔来訪 (ママ)

廿五日 △前島来助、 明日駿府江出立、暇乞

廿五日

用人 (2) 上野前橋藩公

(3) 松平直克(上野

(4) 駿府藩御宮御 前橋藩主)

霊屋敷御用取扱

と軍事掛手附 二月 (5) 信太歌之助(も 一十五日出獄)

調御用掛 (6) 駿府藩学校取

三日条に入ることを (7) この記事が廿

(8) 前島密(駿府藩 示すものか

公用人)

(1) 薩長土肥の四

本日品川二而、 火薬暴発 武蔵丸船

> 廿六日 越藩千本弥三郎来訪 (ママ) 栄之助、庄内

> > (9) 越前藩士

より帰り来る二付尋ぬ

廿七日 定次郎、高木之手紙頼ミ遣す

〇肥田浜、不快ニ付出勤延引之事申聞ル (II)

○森川宗次郎、外国留学御印章御引替有之二付、

忰歳附等承り二来る

○鈴木杢右衛門

廿八日

千本弥三郎、明日出立之暇乞、口上頼遣す

青山隼太、心裡内話、川村修造江一封認

遣す 左内殿 飯塚修平、学校之事申聞る 薩伊賀倉氏来訪、明後日箱

館表江出帆之旨申聞ル

廿九日

高力主計来る

府藩海軍学校頭) 11 下

庄内藩士

海舟門

(10) 高木三郎(出羽

肥田浜五郎(駿

行支配割付 (12) 駿府藩浜松奉

渡物六両弐分 米屋十七両二

其他三両計

晦日 宮島誠一郎 水沢主水本日帰駿

前橋侯江行く、当時之形勢并昨春之転末ヲ話ス

箱崎容堂侯江行く、留守不面会

三月朔日

越公儀人毛受将監来訪、 旧臘京間之形勢、

昨春伏見之挙動、皆反覆、 無着眼、事を誤

りし内話等有之

日 献国之御書付御差出スと云、此事ニ付ては小臣甚先月廿八日次郎八殿早追にて京師『出立

容堂殿江参上 二も不及、此事を執せらる、苦慮する所、終二一応之相談

御委任之事何れに有るか、唯世間ニ雷同して、一・二

を貴ふは、昨已来我か建言事を執せし所を争ふは我か不服処、正実着沈に実行

にして、其大意は既二四方立云ふ、今如何せむ

三日 左兵衛督殿江参上、終夜御話有之(6) 山岡氏来訪、 讒言之事抔内話、 一笑

四日 土之下村慶太郎ニ逢ふ 末広屋惣左衛門

肥田氏寓

横浜弁天通

士 もと参与) (4) 毛受洪(越前藩

藩中老) (5) 浅野氏祐(駿府

吉井藩主)か (6) 吉井信発(上野 附·小島添奉行

(1) 駿府藩幹事役

(2) 松平直克(上野

前橋藩主)

(3) 山内容堂(議定 議事体裁取調方総 土佐藩前藩主)

土州侯江参上、御墓参願之事并確堂歩行願(8)

(7) 山内容堂

美作津山藩前藩主)

(8) 松平確堂(斉民

(9) 田安慶頼

等之事、密二御話、 田安殿江も御内話致置(9)

五日

本日御墓参願差出三名 (3)

六日

宮嶋江一封遣ス 於花三両二分遣ス(11)

(11) 宮島誠一郎(米

(10) 河野左門(駿府

本日、確堂殿歩行願差出山岡三名

八日

宮崎誠一・毛利恭助来訪、伏見前後之不都

合、且形勢云々之内話有之

九日

肥田浜五郎、米国江一封頼ミ、定次郎両人明日

頃横浜江出張と云

十日

山岡氏来訪 青木小弥太

(12) 土佐藩公議人

宝台院正も 歎願書持参、 御別当復職 歎願之話有之

十一日 信太歌之助、一昨日捕亡方権判補被

仰付旨申聞

芝役僧西念

牧野藩佐野渡・前橋藩近習来訪 谷麟之助

外二人来る、金子拝借いたし度旨申聞る

十二日 谷江六両遣す

十三日

確堂殿歩行願済

十四日

駿府江出状、紅葉山之事、建言之事、 確堂步

両遣す 平兵衛江廿五

行願済之事、 献国跡々之御所置之事、 左門殿病気

之事等也 ○杉浦兵庫 確堂殿御家来

○山内公より過日之建言願、 何分此地ニ而は決難く、

御途中迄何被差立候旨御内告あり

十五日

山岡氏、 昨東京府二而、 北川五位、東京浮浪

無食者小金江引纏扶育方御世話有之旨

話ありと云 ○津田真一郎、 脱走御預ケ之者

所置頼ミ

(1) 越後長岡藩士

府判事·東京開墾局 (2) 北島秀朝(東京

士 御用掛 もと水戸藩 官権判事 (3) 津田真道(刑法 もと駿府

藩大目付)

五丁目 杉田屋好兵衛

横浜海岸

十七日

河内江尋ぬ

十六日 昨夜、門江売国奸臣と云落書有之、

山岡氏東京府江行く二付、北川五位江和田并外二

名之引連たる歩兵所置之事内話頼ミ

清水領三ヶ年平均之高可申出、 同家々臣御扶持

たり 〇福田鵞鳴

に、内より大破し、終ニ亦其趣意本に復すに似

可被遊旨也、此事は昨暮予か申立たたる事成りし

星川他壱人、金十両無心

十八日

大鞘楽之助、開成所江御雇被 仰付

宮島并新保勘左衛門来訪、聞く、薩州(4) 勅使御下向之所、修理太夫城外

紅御迎

江

として罷出、国中之士は兵隊二組立、余は帰

米沢藩士)の変名 (4) 甘粕継成(出羽

(6) 島津忠義(薩摩 (5) 柳原前光

農、献国之折真ニ郡県之体裁を成せり

と云

雲藩

駿府江出状 竹口喜左衛門、小森之礼

山岡氏

十(マカマ)

十九日

横浜定次郎方江、以竹口御屋之事申遣

清水領之内五万俵、家来御扶育として下賜ハる

廿日 貞次郎横浜より帰り、細川順次郎方江遣ス(2) (層)

海外江留学之者入費、従

朝廷御貯被下置旨

こ付、其主人より可願旨、 加藤弘蔵より申来る

官権判事 もと駿府 (3) 加藤弘之(会計

藩大目付)

判事 (2) 開成所学校権 土佐藩士

198

深川の商人 竹川竹 斎の実弟)

(1) 竹口信義(江戸

(裏表紙見返し)

松林堂孝之助 左りかわ 京橋銀座二丁目 今

家主三左衛門店 今戸八幡前

竹口喜左衛門同居貞次郎

日記中に挟み込まれた文書

【「海舟日記 七」に付属する文書】

a

愛宕下「御用有候てよろしく中

199

「五月七日」

五千両差出候者 拾入扶持 ×5 五人ニ而弐万五千両 が田恕介 御用人支配組世話役 杉田恕介 御暇相願度候事 杉田恕介 横浜江罷越町人ニ相成、喜目込方と 相成候趣、尤是迄内々故、機相待候事

黒龍丸修覆入費莫太二候間 出記いたし分離可附総督江被 で立し出候事

b

戊辰四月我心事云々」「明治 (治) 覚 元歩兵差図役格軍事掛附

d

С 右之者未登駿不仕候 竹村保三郎 上田絅二 神山忠次郎 長谷川又市 石井釜吉 北条松之丞 児玉益之進

e

十二月御軍艦乗組勤番被 命、文久三亥年九月安政四巳年五月御徒見習勤被 命、万延元申年已歳二十七元高五拾俵三人扶持 伊庭想輔

父家督被下置、 同年十二月神奈川奉行支配定番役

右之通御座候、以上

宿所 沓ノ谷村百姓武左衛門方旅宿罷在候

辰十月

上屋金六郎 高橋英太郎 同 三十八 同 三十八

被

命、当旦年迄拾三ヶ年相勤罷在候

明治元辰年七月御人滅二付、

御広間組差図役下役

同三卯年十二月銃隊差図役並勤方被

命、

出役被

命、

慶応二寅年五月二丸火之番被

命、

即日別手組出役被

命、

同年十二月銃隊被

命、

功者山々材木見分并普請極

g

御作事方支配組頭 大野藤十郎

> 同 秋山杢兵衛

三人宜敷者

f

用達三河屋兵助へ引渡

吉川屋敷土蔵并鍵類、

同人

申候、 以上

九辰 月五日

松浦壮助

203